

第5期府中市障害者等地域自立支援協議会

答 申 書

平成29年3月

はじめに

障害者総合支援法や障害者虐待防止法等の整備、昨年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる障害者差別解消法）が施行され、障害者を取り巻く環境は大きく変わってまいりました。また、社会全体で見ましても、少子・高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、地域における課題は複雑化しています。そうした中で、府中市障害者等地域自立支援協議会（以下、「協議会」といいます。）では、市内の障害福祉サービス事業者や障害者福祉団体、医療、就労関係者などの幅広い分野の方々にお集まりいただき、地域の支援体制における課題の共有や整理をし、改善に向けた協議を行ってまいりました。

5期目となる今期の協議会では、平成27年6月に市長から次の事項について検討を依頼されました。

- 1 関係機関等が相互の連絡を図り、地域における障害者及び障害児への支援の体制を整備すること
- 2 その他市長が必要と認める事項

今期は、これらの内容を踏まえ、協議会の中で検討が必要とされる課題を挙げてまいりました。

本協議会では、課題に対しより掘り下げた内容で協議するために全体会の下に平成27～28年度を通して「相談支援部会」を、平成27年度に「障害者差別解消法対応部会」を、平成28年度に「福祉避難所設置・運営マニュアル検討部会」を設置し、それぞれ次のような課題について検討しました。

相談支援部会においては、平成27度は府中市内の相談支援事業所にヒアリング、平成28年度は指定特定相談支援事業所にアンケート調査を行いました。その上で、特定相談の現場の現状と課題を導き出し、これを解決するための方策について議論を深めてまいりました。

障害者差別解消法対応部会では、障害者差別解消法の施行に向け、府中市が市職員向けに対応要領を策定するにあたり、障害当事者や支援機関関係者等の意見を反映するため、策定の際に留意すべきこと等について協議・検討し、市長へ報告しました。

福祉避難所設置・運営マニュアル検討部会では、府中市の現状整理を行うとともに、福祉避難所の設置・運営に向けて必要な事項について議論を深めてまいりました。

本答申書は、これら2年間の協議の結果についてまとめたものです。今後、市の行政運営に、この答申書の内容が活かされることを期待しております。

今後も本協議会が効果的に運営され、発展していくことを祈念いたしまして、答申にあたっての巻頭のあいさつとさせていただきます。

平成29年3月

府中市障害者等地域自立支援協議会会長 河 井 文

目 次

1	相談支援部会の検討結果について	3
2	障害者差別解消法対応部会の検討結果について	6
3	福祉避難所設置・運営マニュアル検討部会の検討結果について	7

資料

資料1	指定特定相談支援（障害児相談支援）事業所アンケート概要	10
資料2	指定特定相談支援（障害児相談支援）事業所アンケート結果	12
資料3	アンケート調査実施について（依頼）	30
資料4	指定特定相談支援（障害児相談支援）事業所アンケート	31
資料5	第4期相談支援部会検討結果	38
資料6	府中市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領 （案）	42
資料7	府中市の福祉避難所について（平成28年1月府中市マニュアル （案））	53
資料8	府中市附属機関の設置等に関する条例	60
資料9	府中市障害者等地域自立支援協議会規則	62
資料10	府中市障害者等地域自立支援協議会委員名簿	64
資料11	会議開催状況と内容	65

1 相談支援部会の検討結果について

(1) 相談支援部会について

府中市では指定特定相談支援事業所数は増えてきたもののサービス等利用計画等の作成率が上がらないという現状にあり、それぞれの事業所がさまざまな課題を抱えていることが見えています。平成28年12月22日現在、サービス等利用計画の作成率は49.14%であり、作成率の伸びは、1年間で6%弱に止まっています。その一方で、セルフプランによって支給決定を受ける方が増えています。府中市では、障害福祉サービスの利用者に対して、計画相談支援を実施して相談支援専門員が継続的にかかわるといった体制がまだ全面的に展開できていない状況にあります。

今期の相談支援部会では、相談支援の中でも指定特定相談支援事業（計画相談支援事業）に着目し、現状と課題の分析を通して、今後どのような発展が可能かを模索するための方策について協議検討しました。

(2) 取組経過

ア 平成27年度の取組

第4期府中市障害者等地域自立支援協議会報告書（平成27年3月）において、相談支援部会としてまとめた府中市における障害者相談支援の課題およびその解決策についての提言について、府中市としての政策見解を求め、府中市内の相談支援事業所に現状のヒアリングを行いました。その上で、府中市内の指定特定相談支援事業（計画相談支援事業）の現状と課題を、障害者・障害児双方について協議検討しました。

イ 平成28年度の取組

平成27年度のヒアリングや府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会からいただいたご意見をもとに、課題が見えてきました。平成28年度においては、より具体的に指定特定相談支援事業所の現状を把握し、今後どのような発展が可能かを模索するため、実際に府中市民に計画相談支援を実施している指定特定相談支援事業所である全23事業所を対象にアンケート調査を行いました。その上で、特定相談の現場の現状と課題をアンケート結果から導き出し、これを解決するための方策について協議・検討しました。

(3) 現状

平成27年度のヒアリングや府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会からいただいたご意見をもとに、検討を進めてきた結果、府中市では指定特定相談支援事業所数は増えてきたもののサービス等利用計画等の作成率が上がらないという現状にあり、それぞれの事業所がさまざまな課題を抱えていることが見えてきました。さらに、平成28年度のアンケート調査では、それぞれの事業所における具体的な状況や発展的意識が見られました。今期の取組を鑑み、現状を

次の表のとおり挙げました。

平成27年度の取組を受けて	平成28年度の取組を受けて
①指定特定相談支援事業所数は増加してきており（現在23か所）、事業所数は整いつつある。しかし、対象者が広がらない。	①府中市で障害福祉サービスの支給決定を受けている方の数に対して、サービス等利用計画の作成を行う相談支援専門員の数不足している。また、計画相談支援事業所の日常的な業務をバックアップする市内の体制に課題がある。
②計画作成率を100%にするために、数をこなすことが優先されており、相談支援専門員の質を向上させる取組等が不足している。	②相談支援専門員に対する研修の取り組みが不足している。
③障害児の相談支援は、障害がはっきりしない乳幼児期から、継続的に子どもの成長を見守り発達を促しながら、保護者を支援するものである。このような専門性をもって対応できる事業所が不足している。	③障害児に対する計画相談支援の実施体制に課題がある。
④障害福祉サービスの利用者が65歳になった際に、介護保険のサービスが優先されることになっているのは問題。	④障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行するにあたって、本人が必要とするサービスを継続することに課題がある。
⑤指定特定相談支援事業所では、すぐに計画作成につながらない相談を数多く受けているところもあり、丁寧に行うほど無償の活動が増えることになってしまう。	⑤サービス等利用計画の作成とモニタリングの実施によって、指定特定相談支援事業所が運営に必要な給付費を十分に得られる体制が整っていない。

(4) 検討結果

ア 質の高い相談支援の体制をつくるために

(ア) 相談支援専門員の人数を増やすために、指定特定相談支援（障害児相談支援）事業所に対して府中市独自の運営補助を行う

計画相談支援に携わる相談支援専門員を各事業所が十分に確保するために、

府中市は指定特定相談支援（障害児相談支援）事業所に対して給付費とは別に、運営を補助するための独自の補助金を交付する等の施策を検討することが必要です。

(4) 相談支援業務の質を確保するために、モニタリングの頻度を柔軟に設定するアンケートから明らかになった各事業所の計画作成数、モニタリング実施数では、事業所としての安定した運営が難しいだけでなく、利用者との相談支援の関係を十分に築くことも難しいといえます。モニタリング頻度を増やすことで、各事業所が利用者の状況把握を密に行い、信頼される相談支援の関係を築くことが、質の向上のために必要な基盤となります。また、モニタリングは指定特定相談支援事業所が報酬を得るための主たる手段であるため、回数の増加により運営の安定化にもつながります。府中市は、計画相談支援の個別ケースを各事業所と検討し、モニタリング頻度を柔軟に設定することが必要です。

(5) 計画相談支援の質の底上げのために、計画的な研修を実施する
計画相談支援についての研修は、高度な専門性を求められる業務の性質上、各事業所内の取り組みだけでは不十分なものです。府中市として、相談支援の質を底上げするために、現在実施されている「府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会」等を活用して、計画的かつ継続的な研修の機会を提供することが必要です。

イ ライフステージを通じた相談支援体制をつくるために

(7) 障害児の相談支援の強化のために、児童発達支援センターを設置する
障害児（0歳から18歳未満）の相談支援は、障害がはっきりとしない乳幼児期から成人期まで、発達のそれぞれの段階の課題に対して継続的に親子を支援していく必要があります。サービス等利用計画作成以外の相談も多く、専門的な知識が必要とされます。また、障害児には障害児通所支援や障害福祉の事業所だけでなく、保健・医療機関、保育所などの子育て支援機関、幼稚園や学校などの教育機関等々の多くの機関が関わります。相談支援を担う事業所がそれらの機関の連携の中心となることが必要とされます。それらを担うために、現在あゆの子が担っている初回相談から、指定特定相談支援事業所が行う計画作成までの過程を、ライフステージを通して一貫して支援できる児童発達支援センターを府中市に設置することが望ましいと考えます。児童発達支援センターは、国の基準では人口10万人に1か所設置することが目安とされています。府中市の人口は約26万人であるため、市内に2か所設置することが必要です。

(4) 障害福祉から介護保険へのサービス移行を柔軟・円滑に行う
現在の制度上、介護保険対象となった方は、障害福祉サービスから介護保

険サービスへ移行することになります。しかし、障害福祉サービスへのニーズと介護保険サービスへのニーズは同じものではなく、同様のサービスがあればスムーズに移行できるというものではありません。介護保険への移行を原則としつつも、サービスを利用するご本人の意向を確認し、生活状況や障害・疾病等の状態を見極めたうえで、個別の事情に応じた柔軟な対応を行うことが必要です。府中市として、障害福祉から介護保険への移行を制度の運用上柔軟に行うことと、国や都に対してその必要性を要望していくことが必要です。また、相談支援専門員と介護保険のケアマネージャー等が交流を図り、合同で研修等を実施し、相互の理解を深めることで、障害福祉サービスの利用者が介護保険制度へ円滑に移行できるよう、府中市として取り組むことが必要です。

2 障害者差別解消法対応部会の検討結果について

(1) 障害者差別解消法対応部会について

「障害者差別解消法」の施行にあたり、地方公共団体は、職員が適切に対応するために必要な要領の策定に努めることされています。そこで、本専門部会では、府中市が市職員向けに対応要領を策定するにあたり、障害当事者や支援機関関係者等の意見を反映するため、策定の際に留意すべきこと等について検討することを目的に設置されました。

(2) 取組経過

障害者差別解消法を理解することから始まり、合理的配慮の具体的事例を検討しました。また、市より「対応要領」の配布先及び適応先について、府中市の職員が配置されている関係機関全て、府中市の業務委託先(体育施設、芸術系施設、公園等。福祉施設を除く)、府中市の教育委員会および市内の小中学校を対象とすることを希望すると指定があったことから、これを踏まえて「府中市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)」、「府中市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項(案)」、「府中市合理的配慮の事例集」を作成しました。

(3) 検討結果

平成28年2月29日に会長から「府中市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)」、「府中市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項(案)」、「府中市合理的配慮の事例集」をまとめた報告書を提出しました。詳細は、参考資料のとおりです。

3 福祉避難所設置・運営マニュアル検討部会の検討結果について

(1) 福祉避難所設置・運営マニュアル検討部会について

我が国は、これまで多くの地震や台風等の自然災害にみまわれ、多くの被害が起きてきました。特に平成23年に発生した東日本大震災、平成28年に発生した熊本地震は、地域に甚大な被害をもたらし、多数の尊い命が奪われるなどの大惨事となり、地域の生活や機能の回復のため、復旧・復興の取組が今なお続けられています。

府中市においても、首都直下型地震や多摩川の氾濫等、災害がいつ起きてもおかしくはないという状況にあります。発災し、自宅が倒壊や焼失等して生活する場がなくなってしまった方が一時的に生活を送る場所として、市内ではまず一次避難所が開設されますが、福祉的支援が必要な方の場合、一次避難所での集団生活が困難であることも多くあります。府中市では「専門のスタッフ等によるケア及び医療的な支援を必要とする方が一時的に生活を送る施設」として福祉避難所を一つの概念として位置付けてはいますが、体制の整備に至っておりません。そこで、本専門部会は、府中市において福祉避難所設置・運営マニュアルを作成するにあたり、福祉避難所のあるべき姿について、障害分野での意見をまとめることを目的として設置されました。

(2) 現状

府中市において、市内老人福祉施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設）に対しては福祉避難所としての協定を締結していますが、市内障害福祉施設との協定締結に至っておりません。また、発災したとしても、福祉避難所設置・運営するにあたってのマニュアルも未整備の状態です。今後、庁内関係部署間で福祉避難所に関する検討・協議を行うに当たって、本専門部会の意見を提案することが必要です。

(3) 取組経過

府中市から示された福祉避難所に関するマニュアルのたたき台をもとに、検討すべき枠組みを作成しました。これをベースに、福祉避難所の協定先でとなる施設のハード面（耐震性やバリアフリー等）やソフト面（支援にあたる人員や備蓄等）、物資の確保、情報共有等の必要事項について議論・検討しました。

(4) 検討結果

ア 福祉避難所の設置について

設置には次の点に留意し、整備されるのが望ましいと考えます。

- (ア) 設置地域を網羅（偏りがないように）
- (イ) 施設設備等規模の勘案（事前に広さ・設備等についての把握の上）
- (ロ) 物資の調達に関すること（平時より備蓄及び発災時協定事業からの支援）
- (エ) 人材の確保（支援する人）避難所ではない福祉施設職員の派遣等も検討

- (㉑) 障害特性に合わせた配慮事項について（留意すべき点）
合理的配慮事項を含め「福祉避難所設置マニュアル」を準備
- ※ 支援すべき方々の状況に応じた支援が可能な場所での設定等を総合的に勘案して判断すること

イ 福祉避難所の運営について

- (1) 平時に取り組む事項
 - a 福祉避難所設置について、設置可能な施設等と協定を締結すること。
 - b 物資の調達について、十分な備蓄とともに発災時の調達の備えとして、地元事業者等と協定を締結するなど万全を図ること。
 - c 人材（支援者）の確保について、避難所以外の福祉施設から人的支援等が受けられるようにするなど避難所の安定的な支援体制を確保すること。
 - d 福祉避難所開設訓練等について、総合防災訓練時に合わせて行うなど避難所の開設が円滑に行えるようにしておくこと。また、これ以外の時にも、福祉避難所開設時に外部からの支援者等が円滑に行動できるよう、日常的に意識づけや指示・行動手引きの整備、受援計画の作成、訓練等を行うこと。
- (2) 発災時に取り組む事項
 - a 福祉避難所の指定について、災害状況に応じて適宜適切に行えるよう支援すべき方々の状況に応じて、効果的な設置場所での開所等を総合的に勘案して開所運営にあたること。
 - b 福祉避難所各所の受入可否状況の正確な情報収集を行うこと。
 - c 避難者情報等について、正確な情報を定期的に伝えるなど情報の共有化を図ること。
 - d 避難所での支援にあつては、避難者の障害特性などに合わせ配慮されたものとなるようにするため、合理的配慮事項を含め「福祉避難所設置マニュアル」を活用すること。
 - e ボランティアの活用について、土地勘のある方・障害者支援経験者を積極的かつ柔軟に活用するなど福祉避難所運営の充実強化を図ること。
 - f 「避難所コーディネーター」などの仕組みを整備するなど避難所での支援が適切なものとなるようにすること。
 - g 福祉避難所内の治安が護られるよう警察・自治会・警備会社等と連携するなど防犯対策の万全を図ること。
- (3) 終結時の対応
 - a 稼働状況を検証し課題を整理して次期対応に繋げていくこと。
 - b 今後の改善策等について、庁内関係部署や関係機関にフィードバックするなど次期対応に効果的に反映できるようにすること。

- (エ) その他
 - a 資料7参照のこと。
 - b 福祉避難所では支援を受けない在宅に居る障害者等の支援について、市の防災計画を充実するなど今後の防災政策に期待します。

最後に

本協議会においては、各部会等の報告を了承し、ここに答申書として市に提出するものです。

市におかれましては、本答申の内容を受け止め、今後の市政運営に反映されることを期待いたします。

保健・福祉・医療・教育・労働等の関係機関と障害当事者、家族、市民が協働して、府中市障害者計画の理念である「障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」が推進されることを祈念いたします

府中市障害者等地域自立支援協議会相談支援部会
指定特定相談支援（障害児相談支援）事業所アンケートの概要

1 アンケート実施までの経緯

平成 27 年度府中市障害者等地域自立支援協議会相談支援部会では、平成 26 年度にまとめた障害児者の相談支援の課題のうち、指定特定相談支援（計画相談支援）に着目し、指定特定相談支援事業所や子ども発達支援センターに対するヒアリング、府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会からいただいたご意見をもとに、検討を進めてきました。その結果、府中市では指定特定相談支援事業所数は増えてきたもののサービス等利用計画等の作成率が上がらないという現状にあり、それぞれの事業所がさまざまな課題を抱えていることが見えてきました。

今年度はより具体的に指定特定相談支援事業所の現状を把握するため、府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会の皆様にアンケート調査をお願いしたいと考えました。

2 目的

指定特定相談支援事業所の現状や課題を明らかにすることを目的とします。この調査結果をもとに、第 4 期府中市障害者等地域自立支援協議会の最終報告をまとめます。

3 対象

府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会に参加し、実際に府中市民に計画相談支援を実施している指定特定相談支援事業所 全 23 事業所。

4 内容

- (1) 事業所の基礎情報（指定内容と指定年月日、職員数、主たる対象）
- (2) 対応している相談者数（契約数、計画作成数、モニタリング数）
- (3) 相談や計画作成、モニタリング等にかかる時間
- (4) 対応に苦慮したこと・必要な研修や支援
- (5) 計画相談支援事業の運営にあたって必要と考えること
- (6) その他

5 調査スケジュール

- 平成 28 年 7 月 26 日 府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会でアンケート用紙を配布
- 8 月 23 日 府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会でアンケートを回収
- 9～10 月 アンケートの集計、分析
- 10～11 月 障害者等地域自立支援協議会にアンケート結果を報告
- その後 府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会にアンケート結果を報告
- 平成 29 年 1 月 障害者等地域自立支援協議会に最終報告（案）を提出

6 方法

自記式アンケート調査

- 平成 28 年 7 月 26 日 府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会で配布します（ご欠席の事業所には郵送します）。
- 8 月 23 日 府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会で回収します（ご欠席の場合は同封の封筒でご返送ください。大変申し訳ありませんが、切手代はご負担ください。）

7 アンケート実施にあたっての倫理的配慮

アンケート用紙には回答していただく事業所やご担当者のお名前を記入していただく欄がありますが、個人または事業所が特定されない形で集計をいたします。また、記入していただいたアンケート用紙は本協議会相談支援部会内で厳重に管理します。

8 問い合わせ先

府中市障害者等地域自立支援協議会相談支援部会長

地域生活支援センタープラザ 鈴木 卓郎

TEL 042-358-2288

FAX 042-358-2335

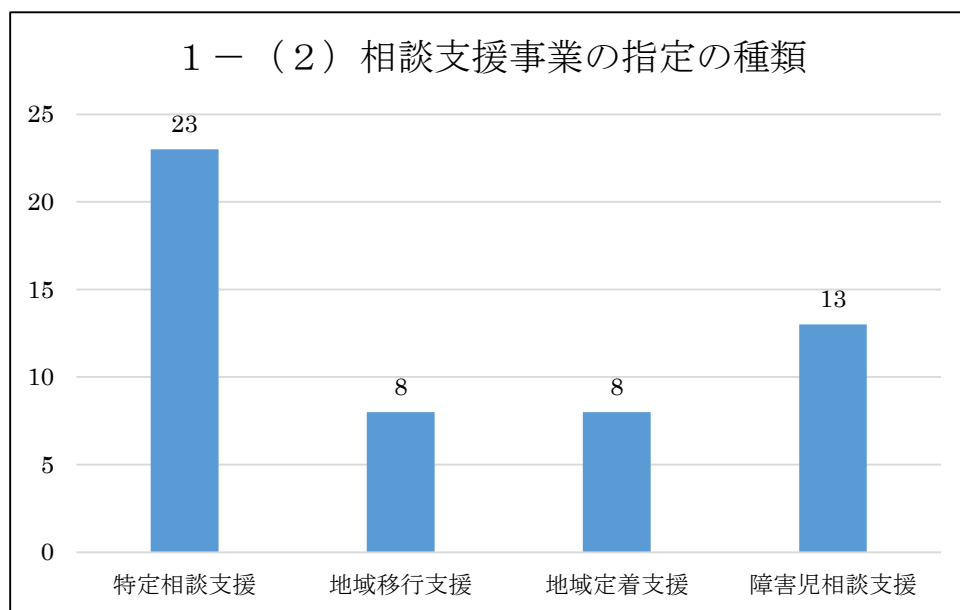
メールアドレス：plaza@elysia.or.jp

平成 28 年度府中市障害者等地域自立支援協議会 相談支援部会「指定特定相談支援事業所アンケート」調査結果

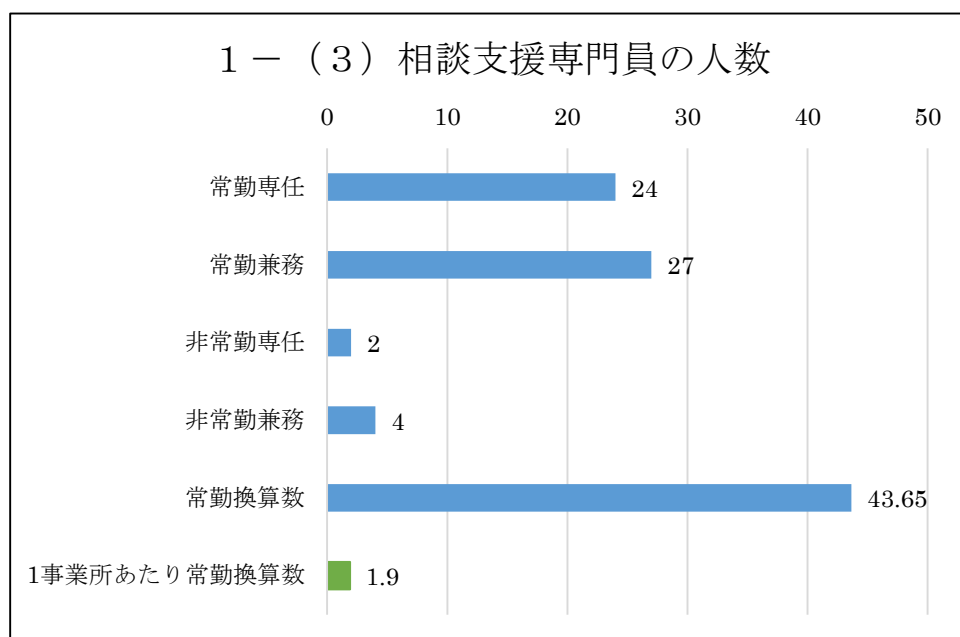
設問 1 - (1) : 事業所のお名前を教えてください。

※集計なし

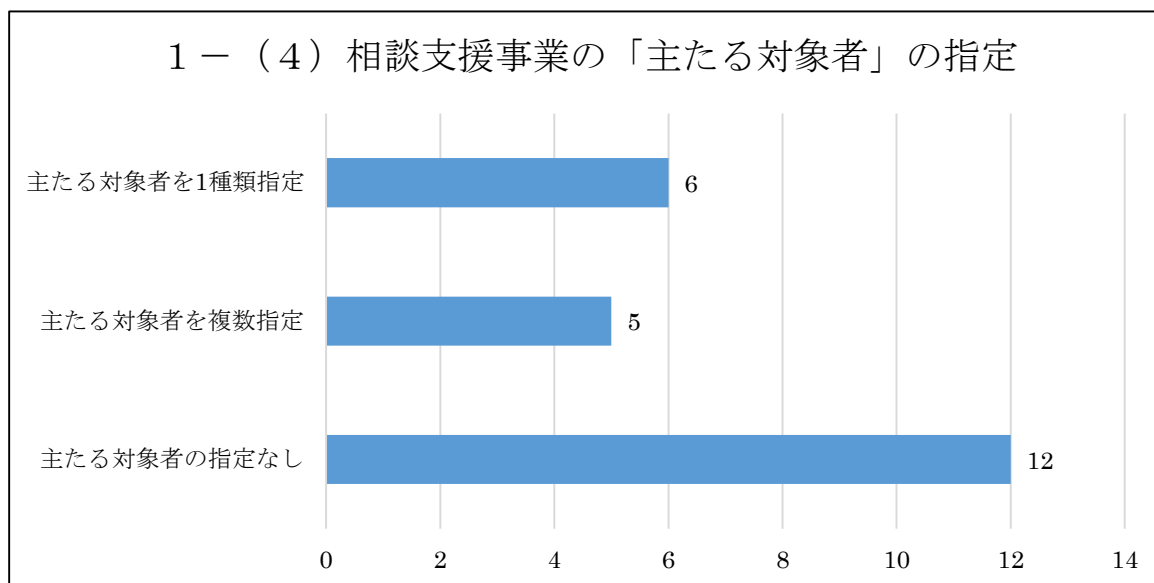
設問 1 - (2) : 指定の種類と開設年月日を教えてください。



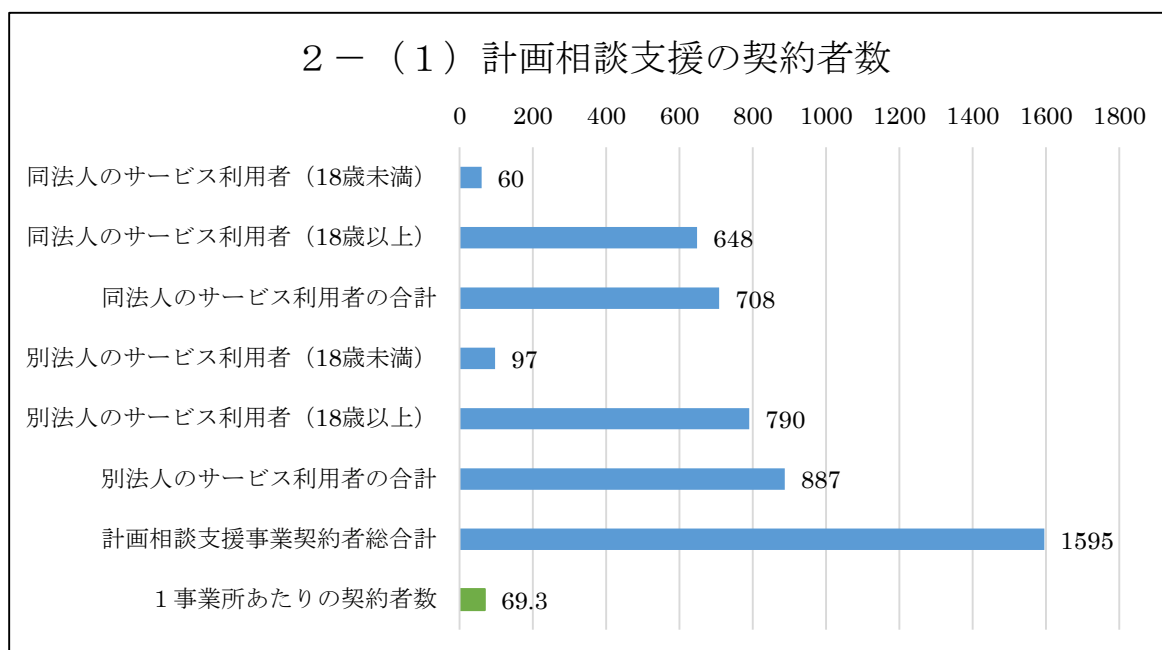
設問 1 - (3) 相談支援専門員の人数を教えてください。



設問 1 - (4) : 事業所の指定の際に申請した「主たる対象者」について教えてください。



設問 2 - (1) : 平成 28 年 7 月 1 日現在の計画相談支援の契約者数を教えてください。

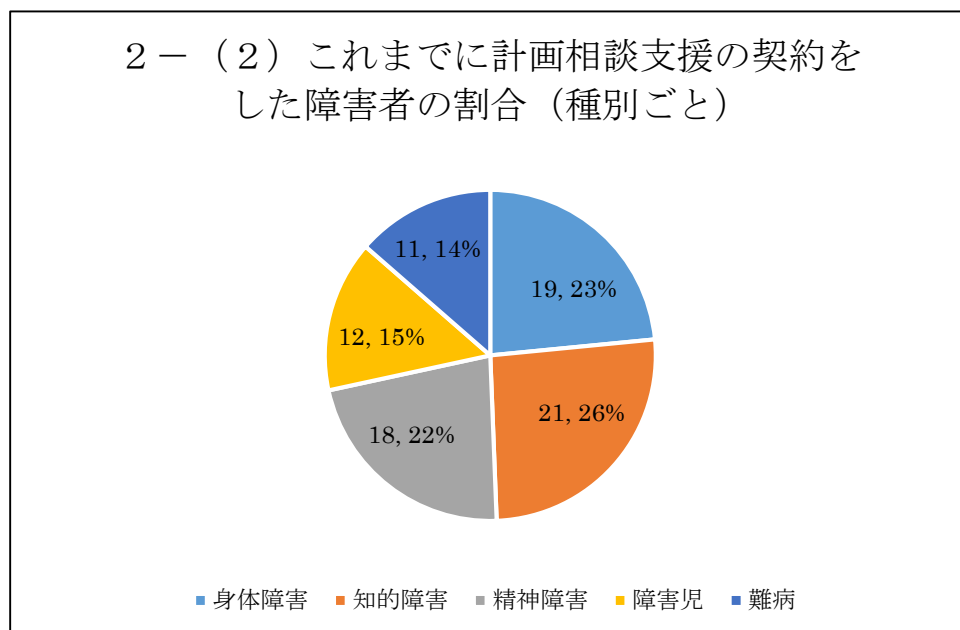


【相談支援部会からの追記】

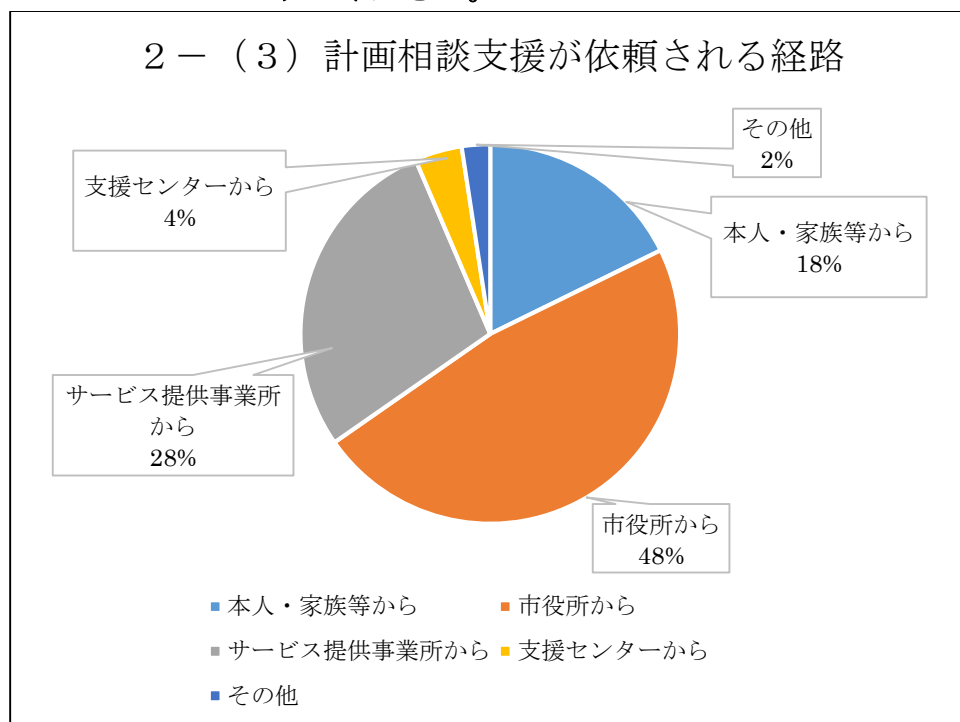
※事業所によって、契約者数にばらつきがある。1事業所の契約者数で最多は185人、最少は3人だった。契約者数50人以上の事業所は11ヶ所(47.8%)、100人以上の事業所は5ヶ所(21.7%)、10人以下の事業所は4ヶ所(17.3%)だった。

※設問 1 - (3) で得られた全事業所の相談支援専門員の常勤換算数で契約者総合計数を割ると、相談支援専門員1人あたりの契約者数は36.5人となる。

設問 2 - (2) : これまでに計画相談支援の契約をした方の障害種別を教えてください。



設問 2 - (3) : 計画相談支援を依頼される経路について、あてはまるものすべてに○をつけ、平成 28 年 7 月 1 日現在の契約者で多い順から 3 つまで順位をつけてください。

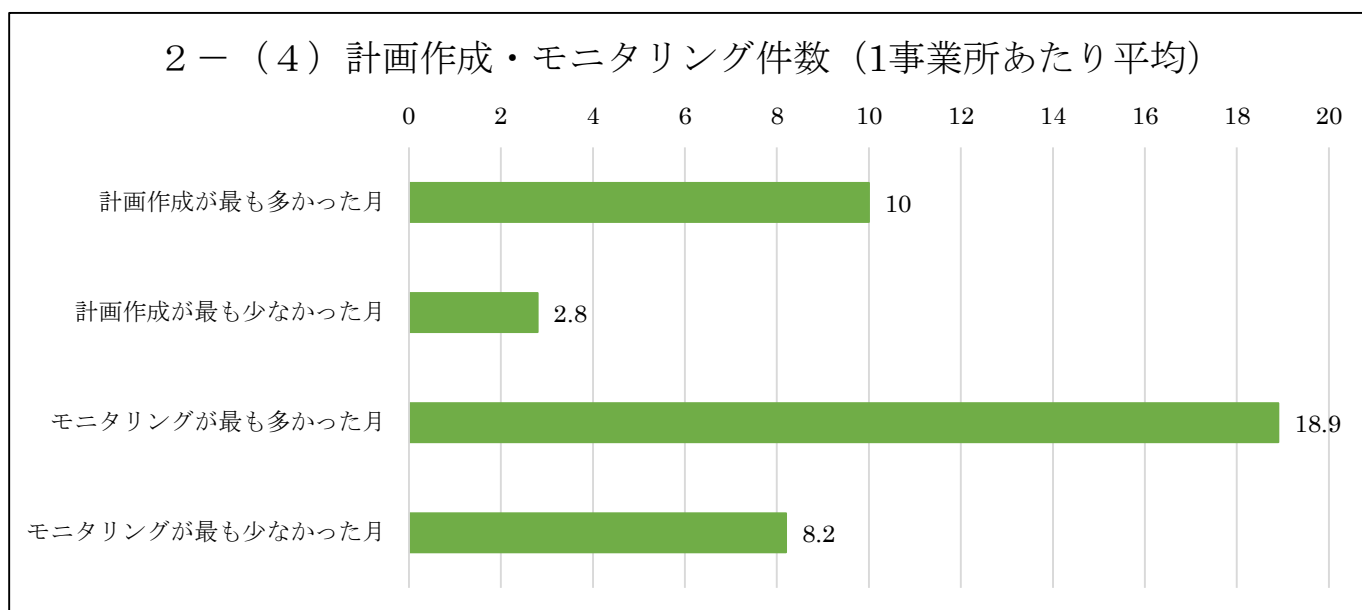
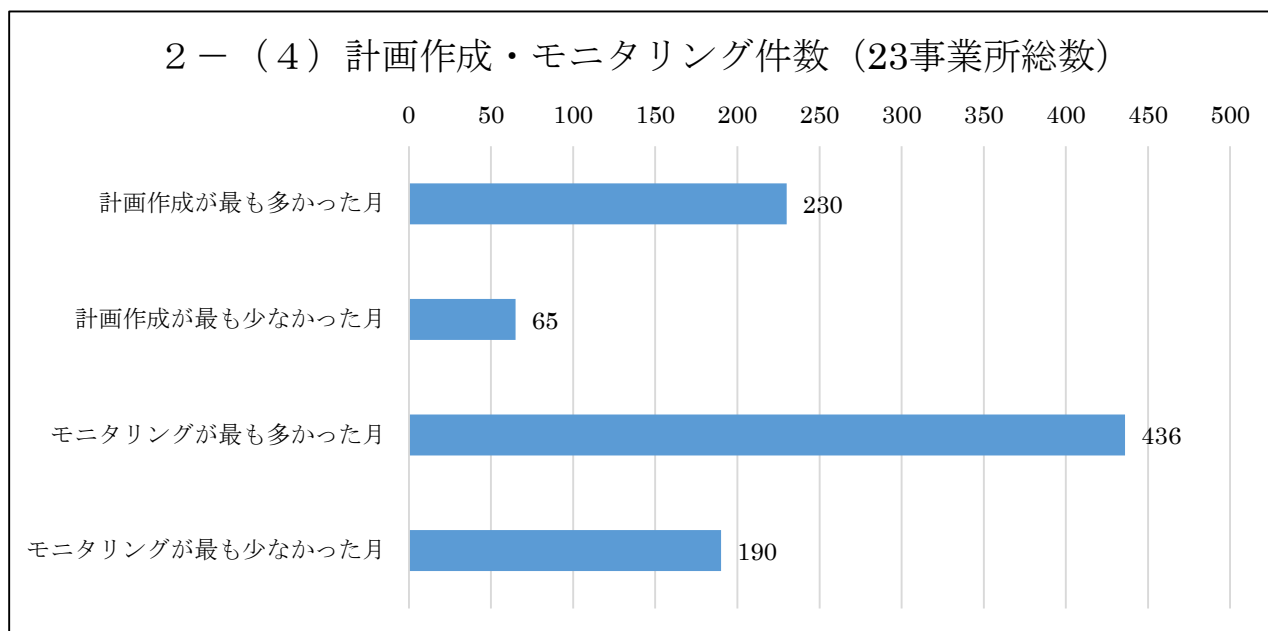


【設問 2 - (3) の自由回答欄記述】

⑤その他

- 病院からの退院予定者
- 同法人のサービス利用者

設問 2 - (4) : 計画作成とモニタリングについて、平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの間で最も多かった月と最も少なかった月の件数を教えてください。



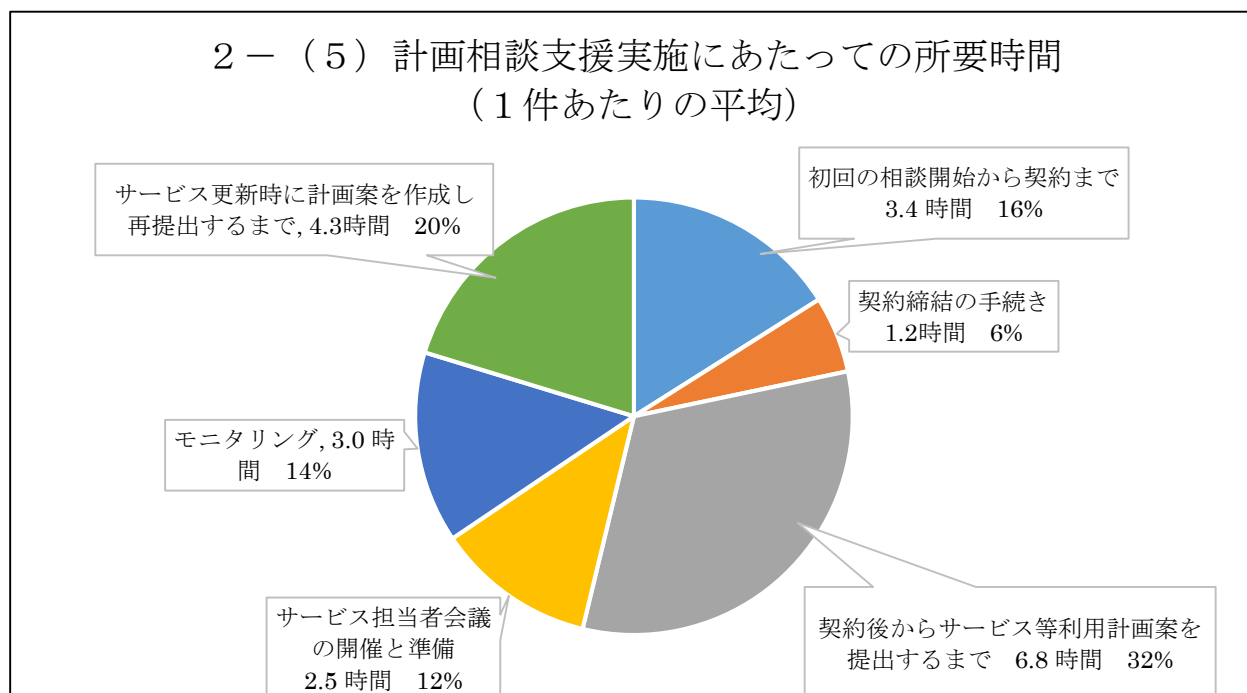
【相談支援部会からの追記】

※計画相談支援の給付単価は、以下のとおり。

サービス等利用計画作成 1件 1600 単位 (16,000 円)

モニタリング 1件 1300 単位 (13,000 円)

設問 2 - (5) : 一人の利用者の計画作成やモニタリングにかかる平均的な時間を教えてください。記録作成等の事務作業や訪問の往復時間等すべて含む時間でお答えください。



【相談支援部会からの追記】

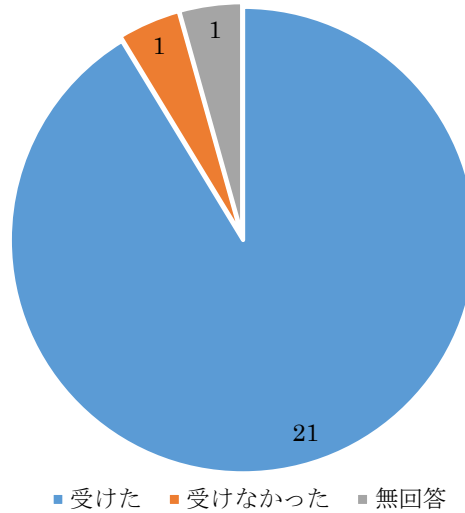
※各項目は、23 事業所の回答した所要時間の合計を 23 分割して平均値を出したものである。

※「契約後からサービス等利用計画案を提出するまで」と「サービス担当者会議の開催と準備」の 2 項目のみは、22 事業所の回答の平均値となっている。この 2 項目について、1 事業所が他の事業所の数十～数百倍にのぼる所要時間を記載して回答されたため、当該事業所に確認のうえ、統計上の傾向を示すために集計からははずさせていただいた。

※当該事業所からは、所要時間が膨大になっていることについて、「サービスを利用することをご本人が決めるまでには、相談支援専門員が寄り添って何度も相談に応じている。実際にサービス等利用計画を作成する過程でも、ご本人が途中で何度も意向を変えることがある。その都度、相談支援専門員はご本人の意向に沿った計画を作成しようとし、計画案を作り直したり、サービス担当者会議を開催し直している。当事業所では、そのようなかわりを行っていた結果、2 項目の所要時間数が膨大なものとなった。計画相談支援事業所の取り組みの実態として、そうしたことも是非知ってほしい」とのコメントをいただいた。

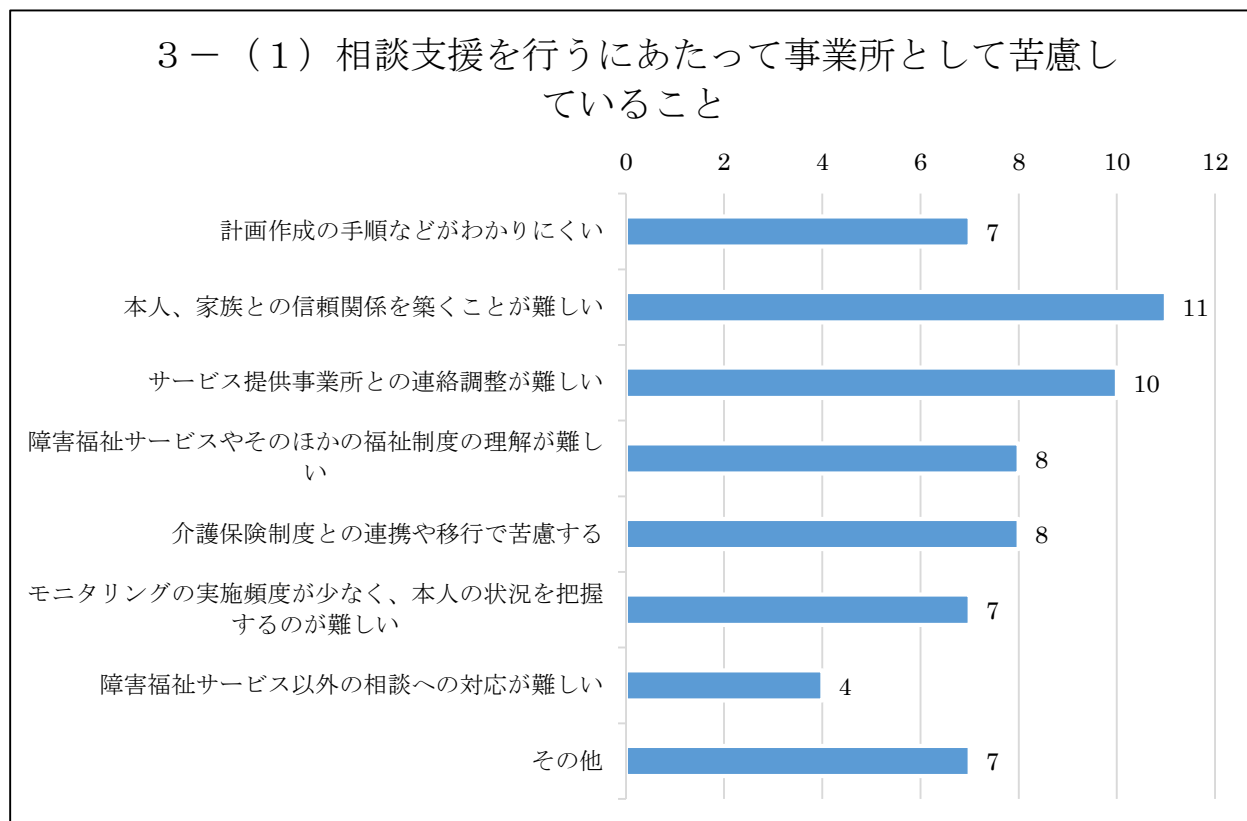
設問 2 - (6) : 平成 28 年 6 月 1 日から 30 日までの 1 ヶ月間に計画相談支援の対象者から、直接計画作成やモニタリングにかかわること以外の相談（基本相談）を受けたことがありますか。

2 - (6) 計画相談支援の対象者から計画作成・モニタリング以外の「基本相談」を受けたか
 ※平成 28 年 6 月 1 日～30 日までの期間



基本相談を受けた時間数 (合計)	506 時間
1 事業所あたりの平均時間数	24.1 時間

設問3－(1)：貴事業所で計画相談支援を実施するうえで、苦慮していることはありますか。(複数回答可)



【設問3－(1)の自由回答欄記述】

①計画作成の手順

- セルフプランの提出というのがさらに分かりにくくさせているように感じる。
- 自己の知識不足により質問をした方に理解してもらえなかったこと。
- 国様式の場合、本人、支援者の視点が分かりにくい。
- 教育・療育面への関与（計画への反映）の範囲とレベルが不明。現在、学校や療育関連からの資料・情報収集からの整理・転記又は添付レベルにとどまっているが・・・。

②本人との信頼関係

- 難病で数年にわたって変化がない時、6ヶ月に1回のモニタリングも面倒と思われる。
- 標準モニタリング期間だと十分関係性を構築できていないと感じる。
- 定期的な支援の必要性が少なくモニタリングのみで顔を合わせる場合、そう感じる。
- 現在は施設利用（当法人）者の方ということで特に問題はない。家族の意向で事業所へ出向いてご協力をいただいている方もいる。
- 特に児童の場合、とにかく早く受給者証出してほしいと言う事が多い。
- 相談支援は‘何でも屋・代行屋’では無く、本人やご家族が可能な事及び申請関係は可能な事は行っていただく方向でいきたい。その中で、相談支援への理解(利用者にとってのメリット)を深めていく必要有り。
- ご本人は言葉でのコミュニケーションできる方が多くない。

③事業所との連絡調整

- 居宅介護事業者が見つからない。
- サービス担当者会議の招集は時間を要し、サービス開始が優先されてしまうことがある。
- 支援者会議の調整
- なかなか全ての事業所が集まることがむずかしい。
- 他事業所職員の病気や障害への理解度に差異がある。受けてもらえる先が見つかりづらい。
- どのサービス事業者も空きがないため、実際のサービス利用に困難さがある。
- 時間を合わせる 것이 難しい。
- 相談支援員がサービス実働部隊との兼務では双方の都合の良い日程調整が難しい。その為、電話での聞取りや照会状対応とせざるを得ない。支援学校、放課後デイ、訪問事業所間では特に都合の良い時間が異なり、一同に会しての打合せ・調整が難しい。放課後デイも‘相談支援(員)’給付が有るので制度面での整理が必要？
- 連絡可能な時間帯が限られていて不在の時が多い。
- なかなか連絡が担当者となつながらないケースあり。

④制度の理解

- 市の支給決定について少し理解してない。
- 制度の理解は難しいが、具体的にとなると表現できない。従って全体的な理解ができていないといえる。私個人の問題です。
- 障害福祉サービスの種類や事業所の情報。
- 自治体の裁量の部分や、対応が異なる部分に関して。
- 医療・保健、教育、援護・生活(年金・生活保護)、子育て支援との各連携とかかわり方。

⑤介護保険への移行

- 介護サービス利用での費用の自己負担発生の理解が得にくいことがある。移行で担当者が変わって本人にとってなじみの支援者がいなくなってしまう。結局生活がうまくいかななくなることもある。
- 具体的な移行プロセスが分からないのでモデルを示してほしい。
- 具体的な例はまだないが、近い将来対象が出てくる。
- まだ経験がなく不安。
- 実施ケースが少ない。特養を希望しても希望する地域にまづない。
- 今まで障害福祉サービスでできていた支援内容が介護保険サービスではできなくなる。それによって本人が不利益をこうむる。とくに居宅介護利用の場合。
- ケアマネさんの理解がない。
- 制度併給及び制度の相互への変更(移行)、相談支援員の係り方。

⑥モニタリング頻度

- 病状の変化など把握しづらい。

- ②と同様。
- 特に施設入所について1年毎では変化が見えづらい。
- 生活環境変化・病状の変化の際思えたことはあります。
- 府中市に関しては必要十分いただけているが、他市は難しいため持ち出しで行っている。
- ヘルパーさんから情報収集している。
- 同一法人の訪問事業所利用者は比較的情報入手し易い。相談支援。
- 相談支援専門員が実働部隊兼任の場合は、業務調整難しくモニタリング訪問機会が難しい。

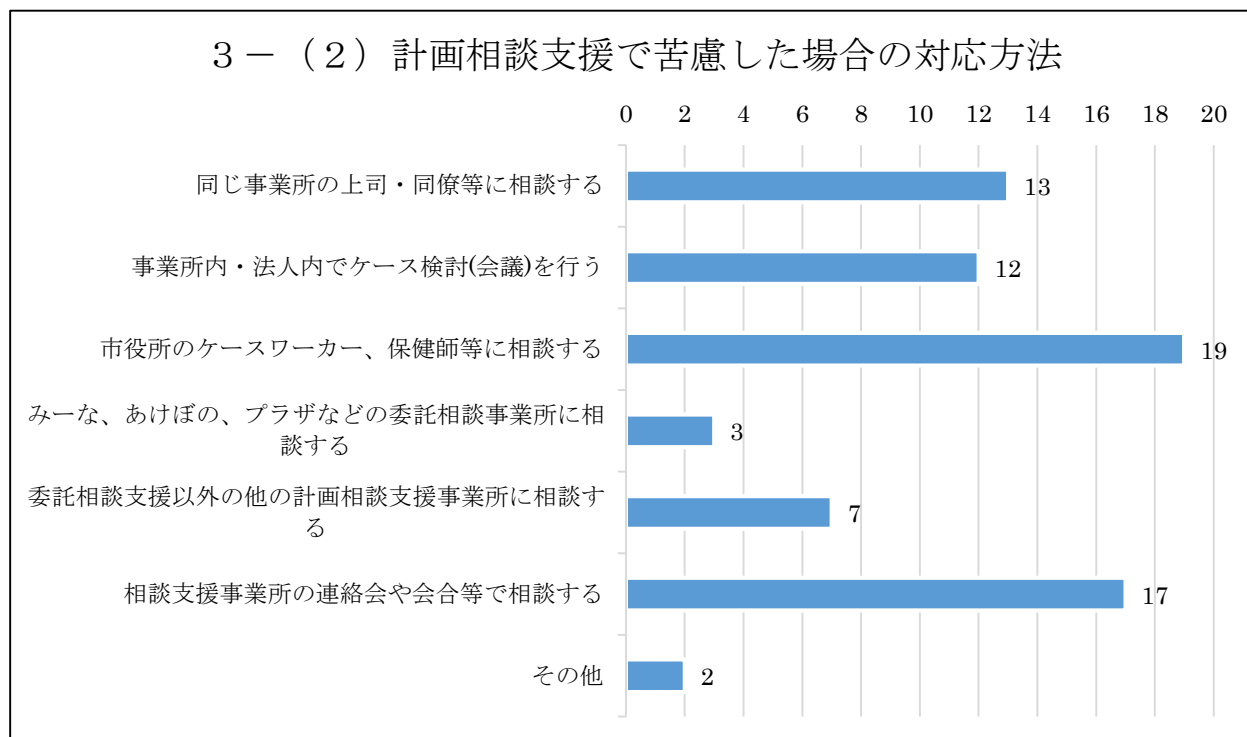
⑦福祉サービス以外

- ケガをした、入院した、受診するなど具体的には支援が必要でモニタリング対象月でない時。
- 医療機関に関すること。
- ご家族の問題が直接要因のケース。
- 申請書にマイナンバー等個人情報記載が有り。原則本人（又は保護者）申請である。相談支援員は市役所への‘申請代理人’なりえる？

⑧その他

- 6ヶ月毎のモニタリングで間に度々カンファを必要とする対象者。
- 触法障害者に関するケースはサービス提供事業所との情報共有の難しさを感じる。
- 本人の状態、周りに状況の変化があった時は結局月に何度も、連絡、訪問を行っている。
- 利用者に対しどの程度介入して良いかわからない事がある。
- 今後地域で生活していくにあたって、例えば短期入所等のサービス利用をおすすめしても、なかなか現状の変化につながらないところ。
- 介護保険ほどのモニタリングの回数がないなか、困難ケースでは頻回に対応することになり、調整が大変なことや時間がかかる。ケースによっては、セルフでもよいと思われるケースの計画を立てることがどうなのかと思うこともある。
- 何でもかんでも電話してくる人がいる。行政が行うべき様々な説明が、まかされている。

設問 3 - (2) : 計画相談支援で苦慮した場合、どのように対応されているかを教えてください。(複数回答可)

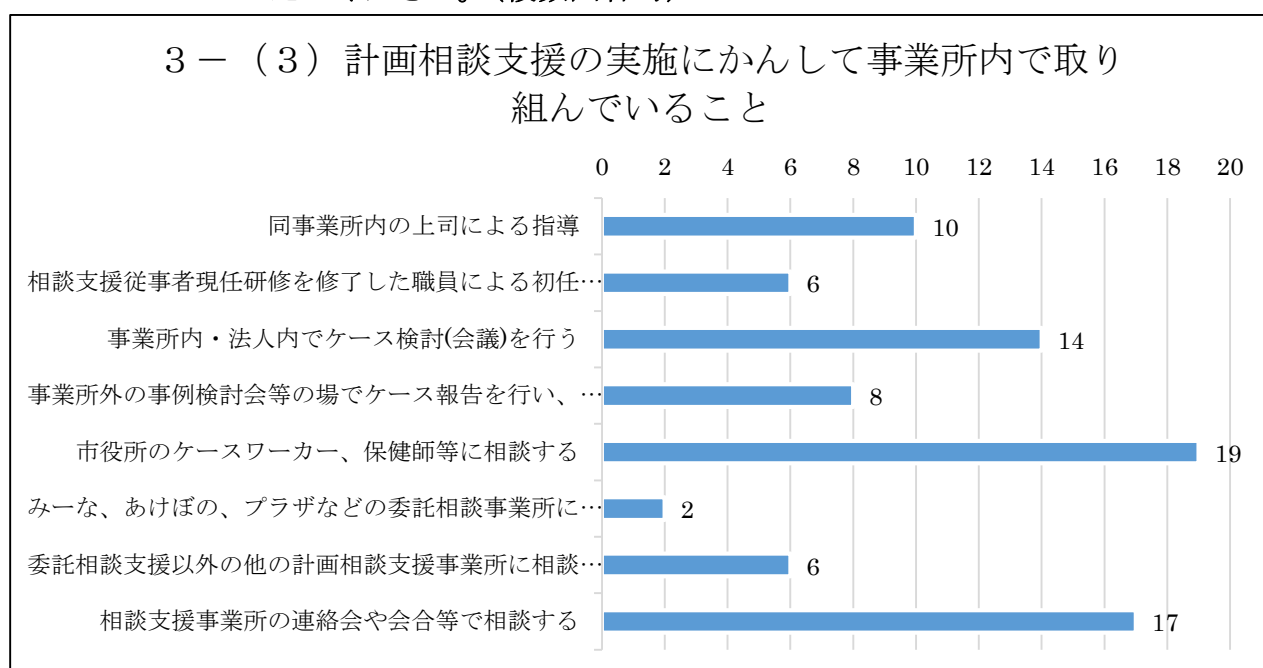


【設問 3 - (2) の自由回答欄記述】

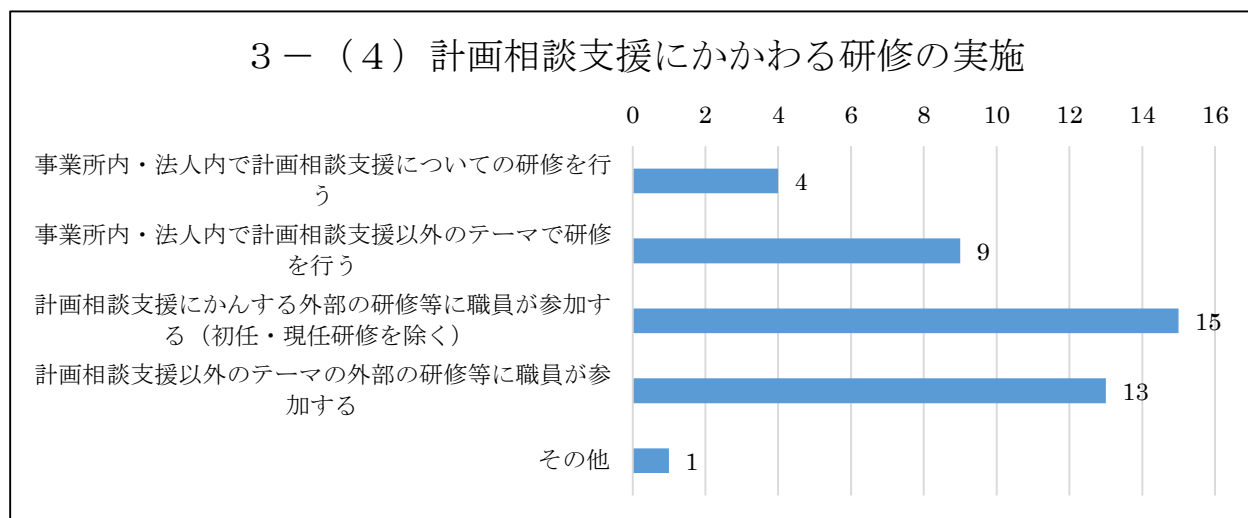
⑦その他

- 当事者団体に相談する。
- 関係する機関との連携や担当者会議の開催。

設問 3 - (3) : 計画相談支援の実施にかんして、事業所内で取り組まれていることを教えてください。(複数回答可)



設問3－(4)：計画相談支援にかんする研修の実施について教えてください。



【設問3－(4)の自由回答欄記述】

①事業所内で計画相談

- 個別的な支援について。
- 計画相談の仕組みについて、法人内のサービス提供事業所と合同の研修を開催。
- 社内会議において、作成手順等を確認しあう。
- 研修会という形ではなく随時報告、相談を行っている。

②事業所内でそれ以外

- 例えば個人情報保護法に関する研修等には希望があれば参加可能。
- 月1回法人で事例検討（計画に限らず）
- 介護保険との併用について等。
- 個人情報、危機管理、個別的支援。
- 自閉症、行動障害、虐待。
- 心神喪失者医療観察法、障害者虐待防止法等の研修を実施。
- 障害特性に関する研修やマネジメント。
- 3か月に1回、法人内で事例検討を行っているが、相談の事とは限らない。
- 研修会という形ではなく随時報告、相談を行っている。

③外部の計画相談

- 東京都の疾患についての勉強会等。
- 東京都の地域生活移行支援会議、市が主催する計画相談支援に関する研修に参加。
- 都主催の研修に参加。
- 都内の研修等に参加している。
- 家族支援、介護保険、後見制度。
- 都内で開催された相談支援専門員対象のフォローアップ研修に参加。
- 意思決定支援について。
- コミュニケーションスキルアップ。強度行動障害。
- S S AやN S KやK C Nの研修に参加している。

- 年金関係、中途視覚障害者支援、住宅改修研修。
- 東京都主催の研修。

④外部のそれ以外

- 支援者のメンタルヘルス有。リカバリーについてのリカバリーカレッジ継続的な参加。
- 例えば、東京都の障害者差別解消法等の研修に参加。
- 他職種で支える退院調整。
- 当事者団体による研修に参加している。
- 都主催の精神保健福祉研修。
- 地域移行支援にかんする研修に積極的に参加している。
- 日常生活用具研修等サービスに必要な研修。
- コミュニケーション支援。
- 東京都や市からの研修のお知らせ等への参加。

設問3－(5)：計画相談支援の実施にかんする人材育成や研修等についてのご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

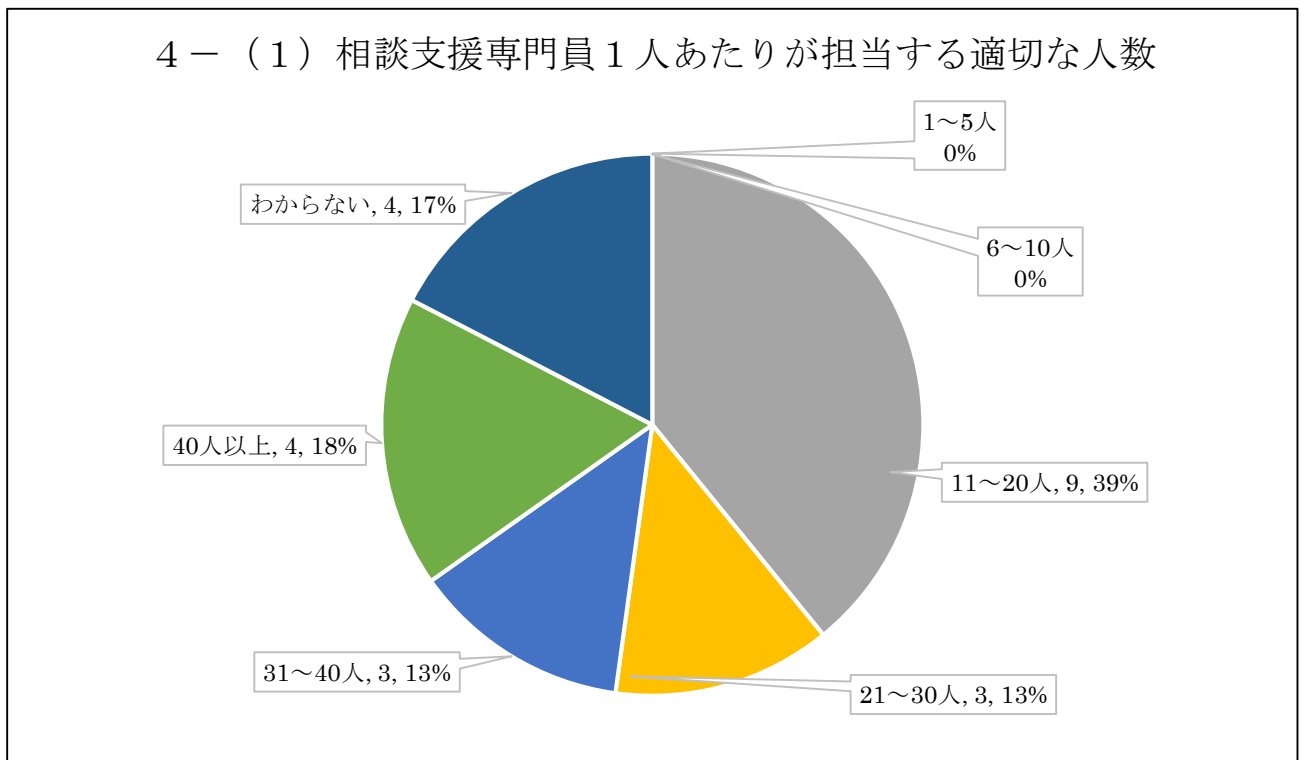
【設問3－(5)の自由回答欄記述】

- 府中市の相談支援連絡会は毎月グループワーク等で日頃、困っていることを気軽に相談できるのでありがたく感じています。さらにサービスの質の向上のために、困難ケースの事例検討や外部講師からスーパービジョン等を受けて創造的に学ぶ機会があると助かります。
- 計画書の書き方等具体的な実務に関する研修をしてほしい。
- 文字の獲得が十分でない方にも、わかりやすいような、少しでも“自分のプランだ”と思ってもらえるような書面作りの工夫ができればよいと思う。(シンボル、AACなど) そういう取り組みをしている所があれば知りたい。
- 初任者研修後のフォローアップ研修が不足している。
- 基本の内容を知りたい(当事業所は介護保険のケアマネ業務は把握しているが、計画相談支援の基本が解らないことが多い)。講習でも基本的な(特に書類関係)ことは勉強できなかったので初めに基本的研修を市内等でしてもらえると助かります。
- 計画相談専門員がなんでも相談できるような(いつでも)窓口が欲しい。
- 相談支援専門員は歴史も浅く経験の浅い者が多くなっていますが、専門性を問われる高度な仕事だと感じています。一方で、単一の事業所ではそのような人材を育成するための十分な研修を行っていくにも限界があります。事業所の大小によって学ぶ機会に差があることは好ましいことではありません。そのためケアマネージャーのように、都や国などの行政が予算を組んで計画相談支援のための研修を行っていく必要があるのではないかと考えます。
- ケース自体が少ないと思いますが、障がい福祉→介護保険切り替えについて、様々な事例を知りたい。知的障がい者の入所施設からの地域移行について、どのようなケースがあるか学びたい。
- 府中市内で計画相談支援を実施している事業所の相談支援専門員を対象に、フォロ

ーアップ研修を年1回程度開催することが必要と考えます。

- 日本相談支援専門協会が発刊している、サポートブックのような書籍があると助かる。また、サポートブック自体の更新をして頂けると助かる。
- 同じレベルの計画すべての事業所が立てられるようになるための研修（モデルケースを用いてのグループで計画作り等）
- 真に計画作成にあたるには人材育成が追いついていない
- 計画作成の質を担保するのであれば、市民が利用できるサービス情報を的確に情報を得る必要がある。（様々な事業所が増えているのでリアルタイムでの情報）
- 法改正があった時など、府中市としての考え方なども連絡会等で情報提供していただくことも大切であると考えます。
- 人材育成はとても重要と考えているが、なかなか進まない。研修にも参加できない現実をどう解決したらよいか。とても悩んでしまう。

設問4－（1）：貴事業所の相談支援専門員1人が担当する計画相談支援の対象者は、何人程度が適切だと思うか教えてください。

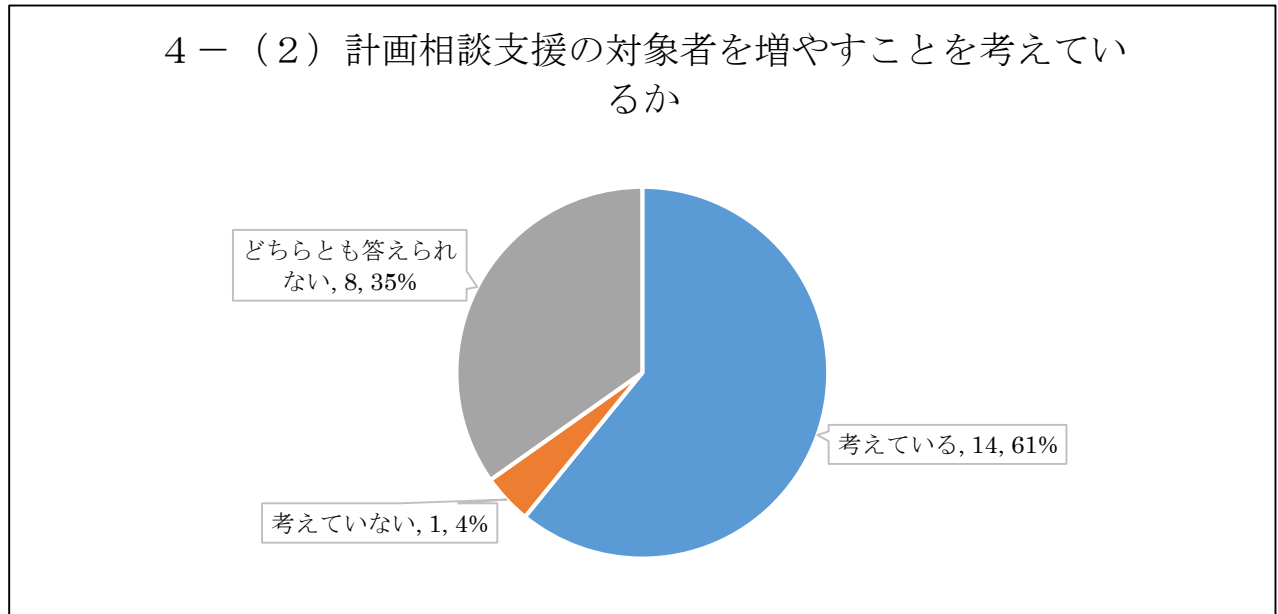


【相談支援部会からの追記】

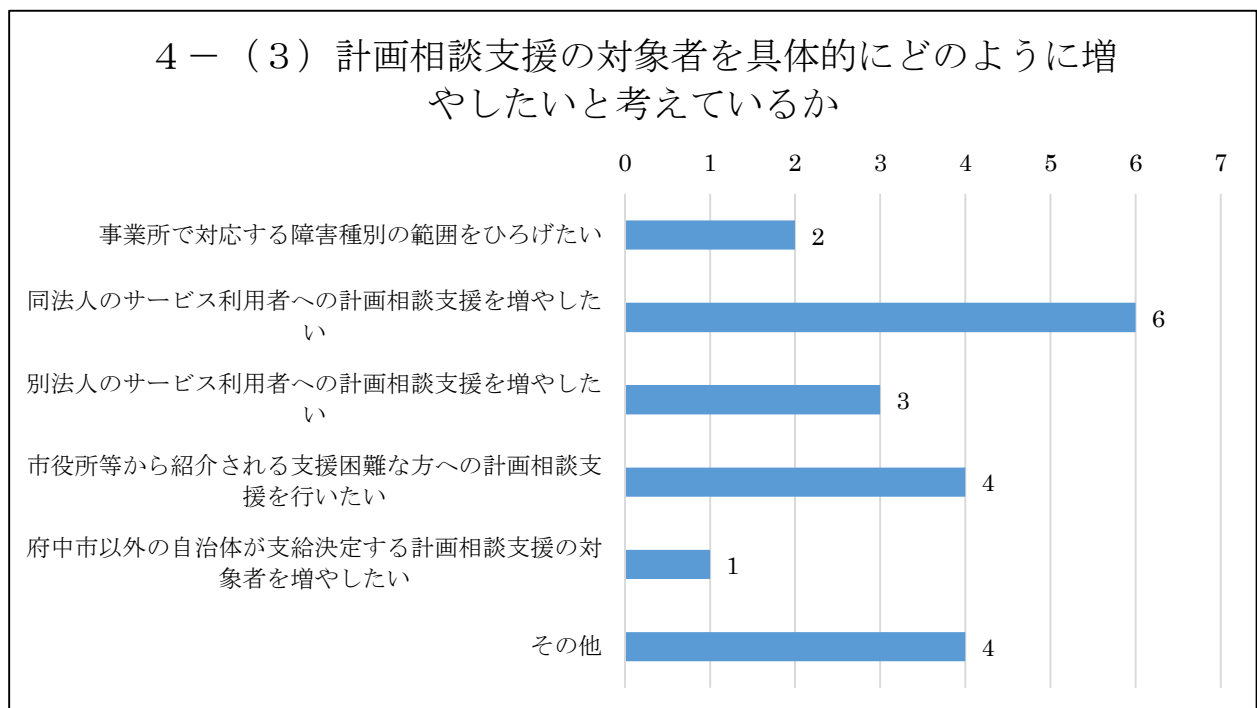
※この設問に「わからない」と回答した事業所の中で、以下の記述を残してくれた事業所があったため、ここに転記する。

「すでに40人を超え、しっかり相談をするには人数は多くないほうが良いですが、事務所運営のため増やさなければならない」

設問4－(2)：今後、貴事業所では計画相談支援の対象者を今以上に増やしていくことを考えていますか。



設問4－(3)：「考えている」と回答した方にうかがいます。具体的に、どのように対象者を増やしたいとお考えですか。(複数回答可)

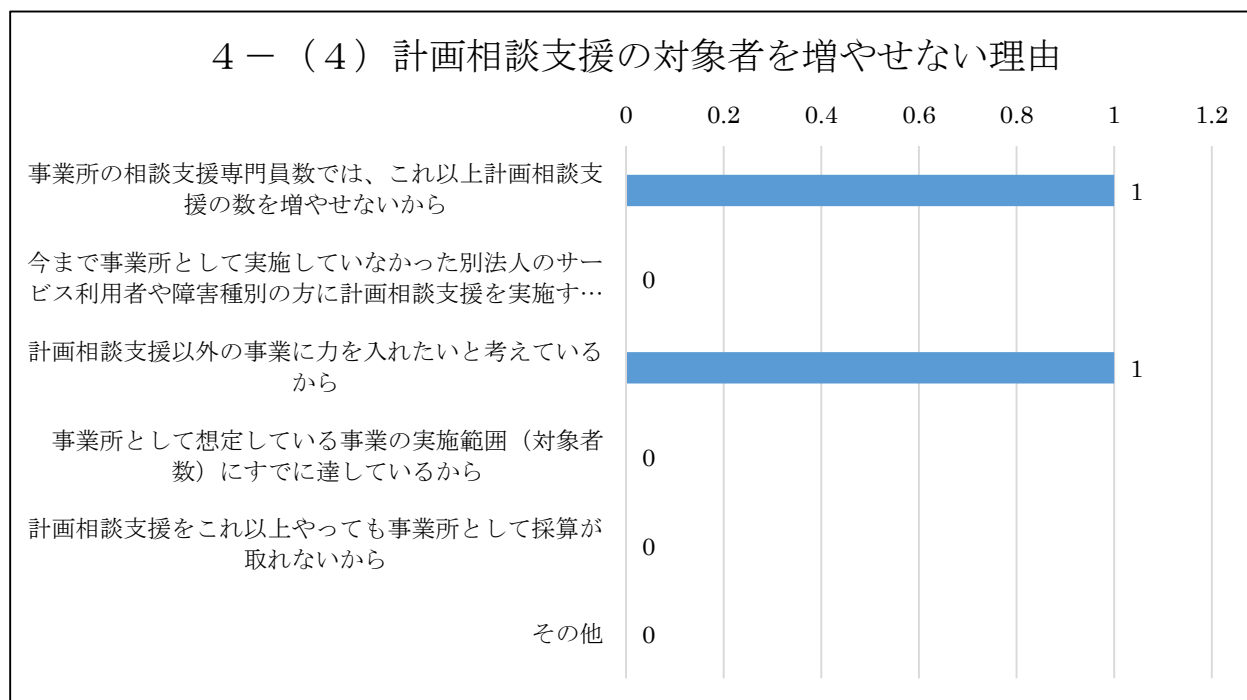


【設問4－(3)の自由回答欄記述】

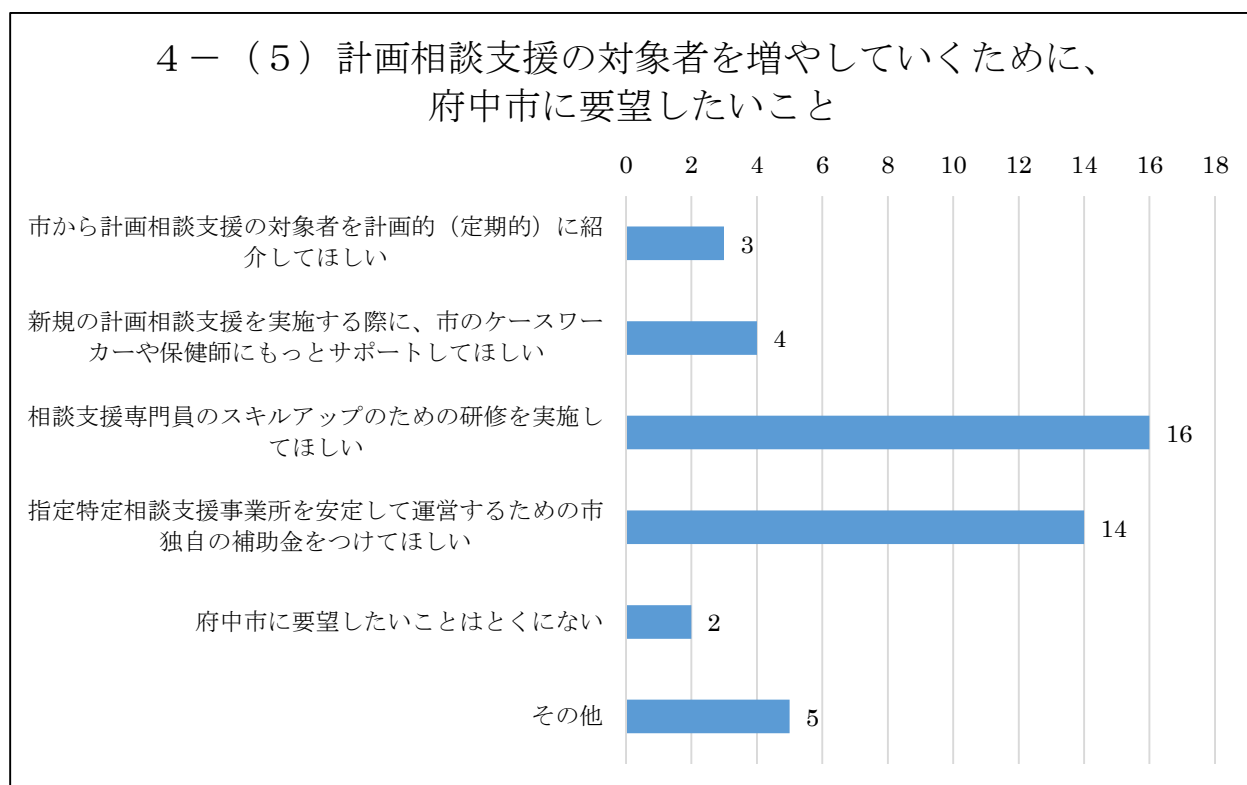
⑥その他

- 居宅事業所のため施設は併設していない。
- 直接、えらんで相談に来園された方。
- 現在、セルフプランになっている方に関しては、市から紹介があれば行いたい。
- 支援をご希望される方はお受けしたい。

設問4－(4):「考えていない」と回答した方にうかがいます。対象者を増やせない理由はどのようなものですか。(複数回答可)



設問4－(5): 貴事業所で計画相談支援の対象者を今以上に増やしていくために、府中市に要望したいことはありますか(複数回答可)。



【設問4－(5)の自由回答欄記述】

⑥その他

- 現行の制度を最低基準として継続してほしい。
- 市がかかえる困難ケースを事例検討の題材としてあつかい、各事業所にふりわけ、市と連携して対応していく。
- 支援センターさんが介護保険でいうところの、包括的な役割をしていただければ、市役所障害者福祉課だけでなく相談しやすくなる。
- モニタリング月の集中の解消を考えてほしい。8月・2月と9月・3月の偏りが大きく、その月内にモニタリングを終わらせることができない。モニタリングの他に計画案の作成が重なれば、一層ハードとなり、支給決定月までに作成することが困難状況となる。(8月・2月と9月・3月は2ケタ、他の月は1ケタの人数のアンバランスさをなんとかできないのでしょうか)
- 市からも、都や国に要望を上げていただきたい。

設問4－(6):府中市において、計画相談支援の対象者を増やすために必要なことや、指定特定相談支援事業所の運営についての意見がありましたら、ご自由にお書きください。

【設問4－(6)の自由回答欄記述】

- 事業所が三鷹市内にあるため、三鷹市を優先に考えています。特別なごえんのある方以外は現在の所考えておりません。
- 現在は、計画相談の作成・モニタリング以外の相談や例えば既存のサービスにない受診の付添(診察の同席まで)はサービスで行っているのが現状です。緊急時対応は加算などの仕組みがあると少しでも事業運営しやすいのではと思います。
- 書類作成等の事務量がとても多いので、簡素化できるものがあれば検討してほしい。
- セルフプランの方が多く印象があります。近い将来、その方々へも必要な方については事業所が入ることができるよう願っています。
- 自立した事業所とするためには、それなりの件数を受けなければならないので、経営的な視点も持って運営していく必要がある。限界はありますが、あまり早い段階で枠を設けず新規を受けてくださるようになればいいな、と思います。
- これまで家族などがサービス調整をしてきて、安定して地域で生活できている場合は、計画相談を利用することのメリットが見えづらいと思う。他のサービスと同じように、必要になった時に必要な人が使えるものだとよいのだが、現状“全員作成”になっていることを考えると計画相談自体が事務手続きではなく、障害のある方の生活をより豊かにしたり、家族の負担を減らせるようなものでなければ対象者は増えていかないと思う。例えば、計画相談を利用するとこんなことがわかりやすくなるよ！こんなサポートがあるよ！みたいなパンフレットがあったらどうでしょう？
- 自分のことではないが、相談支援専門員が困ったらすぐに、使いやすい相談窓口があればと考えている。
- 一般的な相談から計画相談に繋げていくことがスムーズだと考える。そこに対する

一定の予算措置も求めたい。

- セルフプランについては、相談支援の目的でもある本人がエンパワメントされ、自分で自分の生活をコントロールできるようになっていくという視点もあり重要だと考えます。セルフプランのための研修もしていく必要があるのではないかと。
- 府中市の窓口で相談に行ったら、「市役所では、計画相談はやっていませんから…」と言われた後に、特定相談支援事業所のリスト表を渡された。説明してくれず、しかたないので、上から順番に電話をかけてみた。すると、「当事業所は、今はいっぱいだからできないので、他をあたってほしい」と言われて、次に電話をかけてみた。という内容の電話がありました。このような案内では、けして対象者を増やすことはできないと思います。ワンストップ対応ができるように（たらいまわしにしないため）、最初の案内が肝心だと考えます。
- 市のワーカーさん（地区担当の）ともっと相談支援専門員と交流があるとよい。
- ワーカーさんにもっと施設入所のような懸案事項の案件は、積極的に情報収集していただけるとたすかる。
- 経済的基盤の安定により担当する相談支援員の兼務ということにはならないと考える。
- モニタリング時の相談以外の基本相談や一般相談を受けた時の公的な報酬があるべきである。利用者の家族からの相談やそれぞれの問題点をトータルしてサポートするためのしくみも必要に思う。事業所内で兼務している場合他の職員の理解を得るために計画相談についての一般職員向けの短時間の研修があれば良いと思っている。
- 平成26年4月より指定特定相談支援事業所を運営していますが、運営に関しては毎年赤字です。1.5人の職員の人件費にも及ばぬ収入で、法人からの持ち出しとなっています。しかし、計画相談支援の必要性は益々高まるばかりです。要望に応えるためには、まず経営が安定しなければ支援の充実は望めません。国の制度で定めたサービスであれば事業が円滑に実施出来るよう、支援に見合った給付額にさせていただけるように国へ要望していく必要があります、各自治体（区市町村）と事業所が共に声を上げていかなければ、改善は図れないのではないかと思います。今後さらにニーズのある支援です。現場の声を是非、国に届けていただきたいと思います。
- 初任者研修においては、計画には対象者の生活全体を見渡して必要と考えられるインフォーマルな支援含めることや、それがなければ作り出していくことも仕事であると指導されています。そのため、インフォーマルサービスも含めてニーズを満たすものが見当たらない場合は、その部分を相談支援専門員が負っているところです（その内容は計画に反映させているため、2-(6)の時間数には含んでおりません）。府中市のケースではモニタリング頻度を高めていただくことで負担は緩和されてはおりますが、それでも相当な支援時間を割いているケースもあります。こういった点を鑑み、給付額にご配慮いただければとの思いもあります。
- 指定特定相談支援事業所の数が増えても、サービス等利用計画の導入率が頭打ちになっているのは、新規のサービス利用者やセルフプランの方を既存の事業所とマッチングさせられていないからです。サービス利用希望者が相談に行く先は、市か委託の支援センターですから、そこで計画相談につなげる取り組みを強化する必要があります。

あります。市と支援センターの役割分担も明確にしなければなりません。指定特定相談支援事業所に対して、一定の条件を満たせば選任の相談支援専門員1名を雇用できる程度の補助を市として考えてもらえるとうよいと思っています。

- 特に訪問介護系の事業所に、依頼を断られるケースが多い。理由としては、慢性的な人手不足と言われてしまう。その中で、府中市として、ヘルパーさんを増やす等の取り組みをして頂けると助かる。
- 事業として採算がとれないので、法人内でも今後の事業継続について意見がでていいる。補助金をつけてもらいたい。書類を提出しないと請求できないが、例えば面談・相談に対する加算等はできないのか。結局、サインをいただけなかったなど0円である。(時間はとられるのにお金にならない)
- 府中市で作成しているマニュアルが平成27年5月のものなので、最近の動向も反映させた新しいマニュアルを作成してほしい。また、省略できる手続等があれば明記してほしい。
- セルフプランの位置づけが不明。
- 相談者に市CWが相談に入りきれず「受給者証」を出すための計画作成に終始してしまう対象がある。これでよいのかと思う。
- しっかり計画を作成し、モニタリングをしていこうとすると赤字になるという現実には、どうしたら良いのでしょうか？支援員を支えていく仕組が無いに等しい中で、バーンアウトしてしまう可能性があると感じている。行政がしっかり意識してほしい。
- 補助(補助金)がないと、運営が厳しいと思います。
- 現在介護保険にてケアマネジメントの一割負担が検討されており、計画相談においてもその後追いが予想されます。制度に振りまわされる事なく、計画相談の必要性とは何か、そのためのコストとは何か、明確化し主張できればと思います。

以上

平成 28 年 7 月 26 日

府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会各位

府中市障害者等地域自立支援協議会相談支援部会
部会長 鈴木 卓郎指定特定相談支援事業所に対するアンケート調査実施について
(アンケート協力のご依頼)

謹啓

暑さ厳しき折から、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より府中市障害者等地域自立支援協議会の活動にご理解とご協力をたまわり、御礼申し上げます。

さて、このたび当協議会の相談支援部会におきまして、府中市の相談支援の現状と課題を精査すべく、指定特定相談支援事業所に対するアンケート調査を実施することとなりました。皆様におかれましては、お忙しい最中まことに恐縮ですが、アンケート調査へのご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

1 アンケート調査実施主体

府中市障害者等地域自立支援協議会相談支援部会

2 アンケート調査対象者

府中市特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会参加事業所 全 23ヶ所

3 アンケート内容

詳細は、別紙「指定特定相談支援（障害児相談支援）事業所アンケートの概要」をご参照ください。

4 アンケートの回答と集計にあたっての配慮事項

本アンケートの記入にあたっては、事業所名ならびに記入者名を記名していただくこととなっておりますが、アンケートの集計と公表にあたっては、記入者が特定されないよう統計上の処理をいたします。また、集計前のアンケート記載内容は本協議会相談支援部会員および事務局員以外が見ることのないようにし、ご回答いただいたアンケート用紙は相談支援部会内で厳重に管理いたします。

以上

【アンケートにかんする問い合わせ先】
地域生活支援センタープラザ 鈴木 卓郎
TEL 042-358-2288
FAX 042-358-2335
メールアドレス：plaza@elysia.or.jp

府中市障害者等地域自立支援協議会相談支援部会
指定特定相談支援（障害児相談支援）事業所アンケート

1 事業所の概要についてお答えください

(1) 事業所のお名前 _____

(2) 指定の種類と開設年月日

指定をとられているものに○をつけてください	開設年月日をご記入ください
① 特定相談支援	平成 年 月 日
② 地域移行支援	平成 年 月 日
③ 地域定着支援	平成 年 月 日
④ 障害児相談支援	平成 年 月 日

(3) 相談支援専門員の人数を教えてください。

	人数	常勤換算の合計
常勤	専任 人	人
	兼務 人	
非常勤	専任 人	人
	兼務 人	

(4) 事業所の指定の際に申請した「主たる対象」に○をつけてください。「主たる対象」を特定していない場合は、○をつけしないでください。

身体障害 知的障害 精神障害 障害児 難病

2 貴事業所に対応している障害児者数や計画相談支援の現状について教えてください

(1) 平成 28 年 7 月 1 日現在の計画相談支援の契約者数を教えてください。

	18 歳未満の障害児	18 歳以上の成人	合 計
同法人のサービス利用者	人	人	人
別法人のサービス利用者	人	人	人
合 計	人	人	人

※サービス利用が同法人・別法人両方にまたがっている方は、「別法人のサービス利用者」にカウントしてください。

(2) これまで計画相談支援の契約をした方の障害に○をつけてください。重複障害の場合は該当する障害すべてに○をつけてください。1人でも契約した方がいれば、該当する障害に○をつけてください。

身体障害 知的障害 精神障害 障害児 難病

(3) 計画相談支援を依頼される経路について、あてはまるものすべてに○をつけ、() 内に平成28年7月1日現在の契約者で多い順から3つまで順位をつけてください。

- ① 本人や家族がどこからも紹介されずに直接連絡してきた ()
- ② 市役所のケースワーカーや保健師などの紹介 ()
- ③ 本人が利用予定のサービス提供事業所や施設からの紹介 ()
- ④ みーな、あけぼの、プラザなどの委託相談事業所からの紹介 ()
- ⑤ その他 () ()

(4) 計画作成とモニタリングについて、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの間で最も多かった月と最も少なかった月の件数を教えてください。

	最も多かった月の件数	最も少なかった月の件数
計画作成	件	件
モニタリング	件	件

※計画作成は、新規サービス利用時の計画だけでなく、支給決定更新時の計画作成もすべて含めた件数をお書きください。

(5) 一人の利用者の計画作成やモニタリングにかかる平均的な時間を教えてください。
(記録作成などの事務作業や訪問の往復時間等すべて含む時間でお答えください)

- ① 初回の相談開始から契約まで トータルで約 時間 分
- ② 契約締結の手続き トータルで約 時間 分
- ③ 契約後からサービス等利用計画案を提出するまで トータルで約 時間 分
- ④ サービス担当者会議の開催及び開催の準備 トータルで約 時間 分
- ⑤ 継続サービス利用支援 (モニタリング) トータルで約 時間 分
- ⑥ サービス更新時に計画案を作成し再提出するまで トータルで約 時間 分

(6) 平成28年6月1日から30日までの1ヶ月間に計画相談支援の対象者から、直接計画の作成やモニタリングにかかわること以外の相談（基本相談）を受けたことがありますか。「受けた」か「受けなかった」どちらかに○をつけてください。「受けた」場合は、1ヶ月間にどのくらいの時間基本相談を受けているか、だいたいの時間数を記入してください。

基本相談を 受けた → 約 _____ 時間（1ヶ月間の合計）

基本相談を 受けなかった

3 貴事業所で相談支援を行うにあたっての課題についておうかがいします

(1) 貴事業所で計画相談支援を実施するうえで、苦慮していることはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。○をつけた項目で具体的な内容があれば（ ）内に詳細をご記入ください。

① 計画作成の手順などがわかりにくい

（具体的な内容 _____）

② 本人、家族との信頼関係を築くことが難しい

（具体的な内容 _____）

③ サービス提供事業所との連絡調整が難しい

（具体的な内容 _____）

④ 障害福祉サービスやその他の福祉制度の理解が難しい

（具体的な内容 _____）

⑤ 介護保険制度との連携や移行で苦慮する

（具体的な内容 _____）

⑥ モニタリングの実施頻度が少なく、本人の状況を把握するのが難しい

（具体的な内容 _____）

⑦ 障害福祉サービス以外の相談への対応が難しい

（具体的な内容 _____）

⑧ その他

（具体的な内容 _____）

(2) 計画相談支援で苦慮した場合、どのように対応されていますか。あてはまるものすべてに○をつけ、その他には具体的に記入をしてください。

- ① 同じ事業所の上司・同僚等に相談する
- ② 事業所内・法人内でケース検討(会議)を行う
- ③ 市役所のケースワーカー、保健師等に相談する
- ④ みーな、あけぼの、プラザなどの委託相談事業所に相談する
- ⑤ 委託相談支援以外の他の計画相談支援事業所に相談する
- ⑥ 相談支援事業所の連絡会や会合等で相談する
- ⑦ その他 ()

(3) 計画相談支援の実施にかんして、事業所内で取り組まれていることについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 同事業所内の上司による指導
- ② 相談支援従事者現任研修を修了した職員による初任者への指導
- ③ 事業所内・法人内でケース検討(会議)を行う
- ④ 事業所外の事例検討会等の場でケース報告を行い、検討する
- ⑤ 市役所のケースワーカー、保健師等に相談する
- ⑥ みーな、あけぼの、プラザなどの委託相談事業所に相談する
- ⑦ 委託相談支援以外の他の計画相談支援事業所に相談する
- ⑧ 相談支援事業所の連絡会や会合等で相談する
- ⑨ その他 ()

(4) 計画相談支援の実施にかんして、事業所内で取り組まれていることについて、あてはまるものすべてに○をつけてください。また、具体的な内容があれば、() 内にご記入ください。

- ① 事業所内・法人内で計画相談支援についての研修を行う
(具体的内容)
- ② 事業所内・法人内で計画相談支援以外のテーマで研修を行う
(具体的内容)
- ③ 計画相談支援にかんする外部の研修等に職員が参加する (初任・現任研修を除く)
(具体的内容)
- ④ 計画相談支援以外のテーマの外部の研修等に職員が参加する

(具体的内容)

⑤ その他

(具体的内容)

(5) 計画相談支援の実施にかんする人材育成や研修等についてのご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

4 貴事業所の計画相談支援の運営上の課題について教えてください。

(1) 貴事業所の相談支援専門員1人が担当する計画相談支援の対象者は、何人程度が適切だと思いますか。あてはまる項目ひとつに○をつけてください。

- ① 1～5人
- ② 6～10人
- ③ 11～20人
- ④ 21～30人
- ⑤ 31～40人
- ⑥ 40人以上
- ⑦ わからない

(2) 今後、貴事業所では計画相談支援の対象者（事業の契約者）を今以上に増やしていくことを考えていますか？あてはまるものひとつに○をつけてください。

- ① 考えている
- ② 考えていない
- ③ 現段階ではどちらとも答えられない

(3) (2)の質問に「①考えている」と回答した方におうかがいします。具体的に、どのように対象者を増やしたいとお考えですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 事業所で対応する障害種別の範囲をひろげたい
- ② 同法人のサービス利用者への計画相談支援を増やしたい
- ③ 別法人のサービス利用者への計画相談支援を増やしたい
- ④ 市役所等から紹介される支援困難な方への計画相談支援を行いたい
- ⑤ 府中市以外の自治体が支給決定する計画相談支援の対象者を増やしたい
- ⑥ その他 ()

(4) (2) の質問に「②考えていない」と回答した方におうかがいします。その理由はどのようなものですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 事業所の相談支援専門員数では、これ以上計画相談支援の数を増やせないから
- ② 今まで事業所として実施していなかった別法人のサービス利用者や障害種別の方に計画相談支援を実施する準備ができていないから
- ③ 計画相談支援以外の事業に力を入れたいと考えているから
- ④ 事業所として想定している事業の実施範囲（対象者数）にすでに達しているから
- ⑤ 計画相談支援をこれ以上やっても事業所として採算が取れないから
- ⑥ その他 ()

(5) 貴事業所で計画相談支援の対象者を今以上に増やしていくために、府中市に要望したいことはありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- ① 市から計画相談支援の対象者を計画的（定期的）に紹介してほしい
- ② 新規の計画相談支援を実施する際に、市のケースワーカーや保健師にもっとサポートしてほしい
- ③ 相談支援専門員のスキルアップのための研修を実施してほしい
- ④ 指定特定相談支援事業所を安定して運営するための市独自の補助金をつけてほしい
- ⑤ 府中市に要望したいことはとくにない
- ⑥ その他 ()

(6)府中市において、計画相談支援の対象者を増やすために必要なことや、指定特定相談支援事業所の運営についてのご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

ご記入いただいた方のお名前_____

ご連絡先_____

第4期相談支援部会検討結果

ア 検討内容

サービス等利用計画を作成する相談支援専門員だけでなく誰もが（作業所職員、ヘルパー等）相談を受ける立場にあります。そこで受けた相談をどのように地域の中で解決していくのか、また、そこで相談を受ける職員等の質の向上が求められるため、育成の方法について協議しました。また、敷居が低く気軽に相談できる場所の確保についても検討しました。

イ 現状

現在、3か所ある支援センター（地域生活支援センタープラザ・地域生活支援センターあけぼの・地域生活支援センターみ～な）は、指定特定相談や、認定調査に追われ、本来の相談支援がままならない状況にあります。また、府中市内東部には、支援センターがありません。地域にワンストップで気軽に相談できる場所がないのが現状です。

ウ 想定される課題・解決策

（ア）府中市における障害者の相談支援に求められること

- *市民にとって、敷居が低くアクセスしやすい場所にあること。気軽に「相談」を聞いてくれるような場所。（「相談」としての間口の広さ）
- *一度本格的な相談を始めたら、ワンストップで継続的にかかわりを持ち続けられる専門性をもった場所。（「相談支援」としての専門性と継続性）

この二つの特性を両立させるような相談支援の仕組みを府中市という地域において作り上げていくことが必要であり、目下の大きな課題です。

（イ）相談と相談支援についての概念整理



以下の三つの層が保障されることが必要と考えられます。

(i) 第一層：市町村相談支援事業（土台）

市民が何らかの相談をしたいというニーズを持ったときに、広く相談に乗れる窓口がまずあること。そこに「障害について／障害（児）者についての相談」というニーズを持った人も他の相談と同じように気軽にアクセスできること。（誰かの相談に乗る／障害者の相談に乗る）

解決策として、文化センター11ヶ所の相談窓口、市民相談室の活用、地区社協構想との連携し、気軽に相談できる窓口として機能すると同時に、そこから継続的な相談が必要な方たちを障害福祉の専門的な相談機関につなげる機能を持たせませす。

(ii) 第二層：委託相談支援事業

障害福祉の分野に関して、障害をもつご本人やご家族等が生活の支えとなる福祉や医療等の利用について、これからも相談をしていきたいというニーズを持ったときに、ご本人の希望に寄り添いながら相談支援を行い、今後の生活について継続的にかかわりをもつことができる専門的な機関の相談支援体制を築くこと。（障害者相談支援事業）

解決策として、委託相談支援事業所を現在の3センター（み～な・あけぼの・プラザ）から、同規模のものを増設し、計6センターとし福祉圏域ごとに1ヶ所設置することが必要だと考えます。

現在の3センターを中核・包括的な相談支援拠点とし、その下に地区ごとに小規模な相談支援センター（委託事業）を開設し、相談場所を身近なものにします。

また、委託相談支援事業所は、行政と協働し、生活困難を抱えながら自分から必要な障害福祉サービスにつながってこない「支援困難」な人たちへの支援も視野に入れた活動を行います。

(iii) 第三層

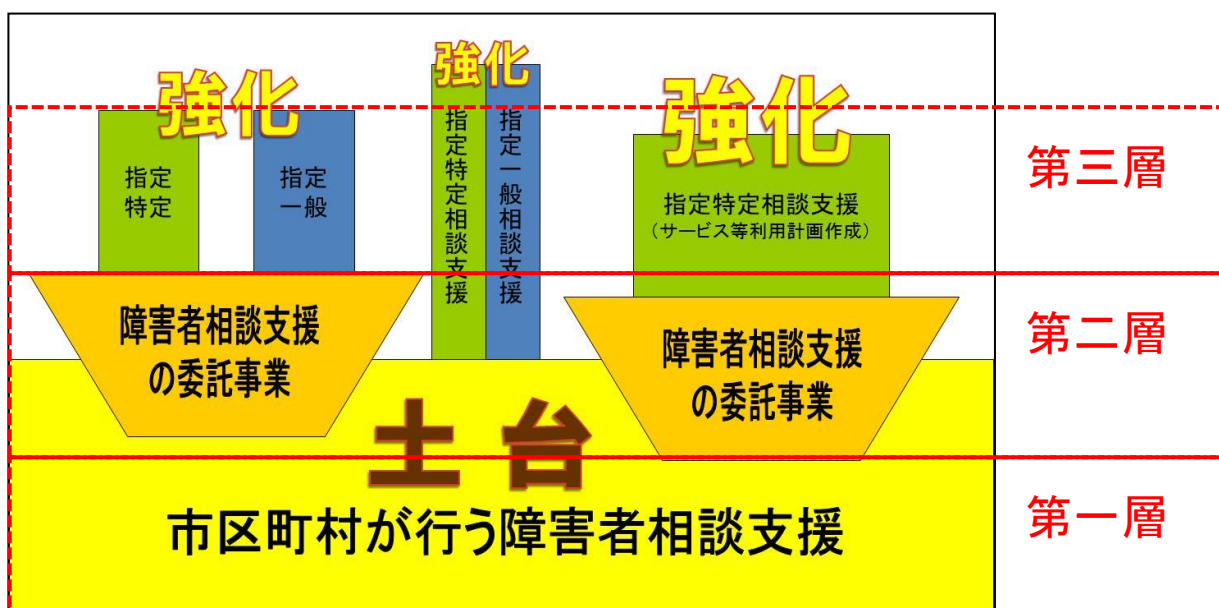
障害福祉サービス等を利用しながら、自分自身にニーズに基づいて自分らしく暮らしていくために、ケアマネジメントの手法を用いた相談支援をすべてのサービス利用者に提供できる体制を築くこと（指定特定相談支援事業）や、地域で暮らしたい希望をもつすべての障害者とその希望を実現できる体制を築くこと（指定一般相談支援事業）が必要です。

解決策として、指定特定相談支援事業所を市内で増やすための啓発活動、新規の相談支援事業所を立ち上げやすくするための運営補助、フォロー体制の確保をすること、指定特定相談支援事業所同士の連携強化と質的水準の確保のための連絡会の開催、障害者本人にわかりやすく、事業所が活用しやすいサービス等利用計画書式の開発、サービス等利用計画と個別支援計画を連動させるための相談支援専門員と

サービス管理責任者（サービス提供責任者）の連携、相談支援事業所等の民間事業者と市のケースワーカー・保健師等と一緒に受けられる相談支援研修の実施等が考えられます。

（ウ）今後検討すべきこと

現在の障害者相談支援の体制は、以下の図のように構築されています。土台となる部分の市の相談支援とみ～な・あけぼの・プラザによる委託相談支援を、指定特定／指定一般相談支援事業でより強化していくという体制が目指されます。



（i）第一層について

一番の「土台」である府中市障害者福祉課の相談支援体制を強化し、専門的な相談支援を行える人員が確保されていることが必要となります。

そのためには、ケースワーカーに専門職を配置し、保健師とともに相談支援の現場でケアマネジメントを担う役割をはたすことが求められます。障害者福祉課の人員を増員し、ケースワーカーや保健師はすぐ異動させず、5年程度は継続してひとつの部署に配属することが必要です。

（ii）第二層について

み～な・あけぼの・プラザが「土台」となる部分の相談支援事業（委託事業）に力を十分に注げる体制を確保することで、相談のしやすい環境となります。

指定特定／指定一般相談支援が始まったことで、これまでやってきた委託相談支援事業の部分の活動が弱まっています。み～な・あけぼの・プラザにおいて「土台」と「強化」を両立させるために必要な適正な人員配置基準を再検討することが必要

です。あるいは、「土台」部分の委託事業と、「強化」部分の指定特定／指定一般の相談給付 2 事業の担い手を将来的に完全に分ける体制を市内で築くことも考えられます。そのためには、指定特定／指定一般相談支援の担い手となる事業所をさらに拡大していくことが必要となります。

(iii) 第三層について

指定特定相談支援・指定一般相談支援を行うことが、府中市全体の障害者相談支援体制の「強化」につながっていると見えるための体制を築くことが必要です。

サービス等利用計画は、本人のニーズに基づいて作成されるものであり、そのために本人と多くの接点をもつことが相談支援の質に直結します。「質の確保」を第一に考えたうえで、その質を保ったまま各事業所が担える数がどのくらいなのか、府中市としての基準を検討することが必要であると考えます。

(iv) ライフスタイル全般を通して

本人のニーズに基づいて相談支援を行うためには、制度の枠組みで支援が途切れないような体制を確保していかなければなりません。

障害者が 65 歳になると高齢者支援の枠組みに制度的に移行する現在の法律の仕組みは、本人のニーズを中心に考えた場合、不十分なものです。本人のニーズに応じて、障害と高齢の両輪で支えることができる仕組みを市として制度の運用面で柔軟に検討することが求められます。

また、障害をもつ子どもが、幼児期から学齢期を経て、大人になり、就職期、熟年期、老年期というライフステージをたどる中で、支援が途切れないような体制を構築することも重要です。

障害児については、児童福祉法と障害者総合支援法の 2 本立てでサービス提供の体制が築かれている難しさがあります。一方、計画相談支援によって幼児期・学齢期・就職期それぞれのライフステージに合わせたサービス利用を継続して支援し、学校教育の現場との連携の可能性も広がっています。そうした障害児相談支援を担う事業所を市内で拡大するべきだと考えます。

府中市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）

平成28年2月

府中市障害者等地域自立支援協議会

（目的）

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、府中市職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第2条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙1に定める留意事項に留意するものとする。

なお、別紙中、「望ましい」と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する（次条において同じ。）。

（合理的配慮の提供）

第3条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙1に定める留意事項に留意するものとする。

(監督者の責務)

第4条 職員のうち、課長相当職以上の地位にある者（以下「監督者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- 二 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- 三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、または、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第6条 府中市に、その職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するための相談窓口を置く。

- 一 職員課
- 二 広報課市民相談室
- 三 障害者福祉課
- 四 各事業等実施主体主管課

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに対面、手紙、電話、FAX、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要とする多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

3 第1項の相談窓口寄せられた相談等は、障害者福祉課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。

4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修・啓発)

第7条 府中市において、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに監督者となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施する。

3 前項の内容、回数等の詳細は、職員課長が定める。

4 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。

附 則

この要領は、平成28年〇月〇日から施行する。

別紙 1

府中市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。府中市においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生の防止等）及び府中市の事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断に委ねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から見ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものである。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めるとともに代替策を提示することが望ましい。

第3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、第2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- 障害があることを理由に窓口対応を拒否する。
- 障害があることを理由に対応の順序を後回しさせる。
- 障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害があることを理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害があることを理由に、来庁の際に付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

- 1 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要と

している社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、府中市の事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

- 2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「第5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- 3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバ

リアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

- 5 府中市がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務又は事業への影響の程度（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度

第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、別紙2のようなものがある。

なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではない。別紙2の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものであり、また、障害の特性や個々人の状況によって様々であるため、引き続き具体例を収集し、適宜改定していくことが必要である。

(1) 物理的環境への配慮

【出入口・受付およびその周辺について】

①増改築・新規建設等の際に配慮してもらいたいこと

- ワンストップを目指す（1階に窓口業務を全て集める）
- 車いす用駐車場の設置（建物内にも車いすへの配慮がある前提）
- 車いす用駐車場に他の人が駐車しないよう、パーキング・パーミット制度（身障者用駐車場利用証）の導入等の工夫をする
- 車いす対応のカウンターの増設（車いすの方が2名以上同時に利用可能な幅を設ける）
- 自動ドアの設置（開閉しにくいドア、重いドアは避ける）
- 階段に手すりをつける
- 段差の解消
- 点字ブロックの各階設置（車いすの方にとっても移動が円滑になるよう、設置位置を工夫する）
- 受付カウンターは玄関から入ってすぐ目につくところに設置

②努力により配慮可能なこと

- 疲れやすい方へ必要に応じてイスを出せるように、総合受付カウンター内に準備しておく（案内の待ち時間等に利用できる）
- 点字ブロックの上に荷物を置かない
- 点字案内板の増設
- カウンターの上の棚や荷物を減らし、見通しをよくする（声をかけやすくする）
- 声を出しにくい方が職員を呼びやすいように、カウンターに呼び鈴を設置
- 入口ドアが開けられない方が使える呼び出しスイッチの設置
- 窓口カウンターで職員に呼びかける際や、対応を待つ時など、立ち位置がわかるような足跡型やガイドテープ等の工夫をする
- ピクトグラムなどを活用し、わかりやすい表示に変更する

↓ピクトグラム例



- 表示や案内板へふりがなをつける
- 周りが気になり集中できない方のために、一部パーティション等で仕切られたカウンターを用意

【廊下・通路・室内全般】

①増改築・新規建設等の際に配慮してもらいたいこと

- 車いすでも十分に通れる通路の幅を確保（角が曲がれるように）
- 壁と床の配色を変える（視覚障害者への配慮）
- 多量の水分摂取を必要とする方のために水飲み場を増やす

②努力により配慮可能なこと

- 廊下等の通路に通行の妨げとなる物を置かない（車いすや白杖を使用する方等のために通路の幅と安全性を確保する）
- 点字ブロック・案内板の点字表記の増設
- ガイドテープなど、誘導ツールの活用
- 部屋の配置や備品等の設置場所の固定化（視覚障害・発達障害への配慮）
- ピクトグラムなどを活用し、わかりやすい表示に変更する
- 表示や案内板へふりがなをつける
- 災害等の緊急時に聴覚障害の方でもすぐに状況がわかるようなランプや電光掲示板等の設置
- 車いすでも使用可能な公衆電話・自動販売機等の設置
- 静かで集中できる環境での相談や面接
- 疲れやすい方のために建物内のところどころに、休憩コーナーを設け、椅子を置いておく

【トイレ】

①増改築・新規建設等の際に配慮してもらいたいこと

- 車いす用トイレの各階設置
- 右マヒ用・左マヒ用・二人介助用など、いろいろなタイプの方に合わせたトイレの設置
- オストメイトの設置（普通の個室のうち一つをオストメイト有りにする→目立ちすぎない配慮）
- 洋式トイレの増設
- 大人の方用のおむつ替えスペースの確保

②努力により配慮可能なこと

- トイレの場所を示す表示を、すぐにわかるよう目立ちやすいところにいくつも掲げる
- トイレの位置（男性用・女性用・誰でもトイレ等）が表示だけではわからない視覚障害の方のために、アナウンスを流す方法があるが、常にアナウンスが流れている状況だと落ち着かない人もいる。人が近づいたらアナウンスが流れるセンサー式など、工夫が必要

(2) 意思疎通の配慮

- ★情報伝達のためのツールを多種多様に用意しておく
- ★災害時にも対応（情報伝達・避難誘導）できるようにしておく
- ★障害別に分けているがすべての障害に適応する配慮

【視覚障害の方へ】

- 書類の点字対応化をはかる
- 文書を読み上げる
- 代筆への対応

【聴覚障害の方へ】

- 筆談やパソコン等を使った意思表示への対応
- 説明会や講演会には手話通訳をつける
- 文字による情報案内機器の設置
- 災害時の伝達方法の徹底

【その他の身体障害の方へ】

- 文字やイラストでの意思表示に対応（言語障害で話せない方やマヒで字を書くことが難しい方などに対応するため）
- 介助者を通じた意思表示にも対応（言葉によるコミュニケーションが難しい人で介助者がいる場合、介助者が代弁するため）

【知的・発達障害の方へ】

- わかりやすく簡潔な表現をする（比喩表現や遠回しな表現などは使わない）
- ふりがなをふる
- イラストや写真、図などを活用する（人によって、文字情報が

有効な場合、イラストが有効な場合などがあるので、十分に伝わっているかを確認しながら、複数のツールを試す)

- 手順書や指示書を活用する
- 大きな声や威圧的な話し方を避ける（大きい声で話されると怒られていると思い、感情が高ぶって内容が伝わりにくくなるため）
- 伝わるまで繰り返して説明する

【精神障害の方へ】

- 難しい言葉は使わずに、わかりやすく、ゆっくりと繰り返し伝える（強い口調や早口は、自分が責められていると感じるため）
- 伝える事柄で重要なことは、紙にメモで書いて手渡す（緊張による聞き落とし、聞き違いを防ぐため）

(3) ルール・慣行の柔軟な変更

- 書類の記入や各種申請の手続きについて、窓口での申請が難しい場合、さまざまな方法を検討する

【選挙に関すること】

- 選挙に関する情報のわかりやすいものを用意する
- 投票所に順序を示した数字ボードや、投票の手順をわかりやすく示した説明ボード等を用意する

1 福祉避難所(内閣府)

災害対策基本法による避難所の指定基準の一つである。

「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(要配慮者)を滞在させるものにあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について、内閣府令の基準に適合するもの。(災害対策基本法施行令第20条の6第5号)

【基準】災害対策基本法施行規則第1条の9

- ① 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(要配慮者)の円滑な措置が講じられていること。
- ② 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。
- ③ 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

【要配慮者】災害対策基本法第8条第2項第15号

「災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義。

- 福祉避難所の事前指定・準備は「要配慮者」を対象に備える必要がある。
- 「その他特に配慮する者」⇒妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者等を想定。

一般的な避難所では支障があるため、福祉避難所を設置し、受入、何らかの特別な配慮が必要。

2 府中市の福祉避難所

(1) 指定されるもの

要援護者に対応するため、バリアフリー対策が施され、福祉サービス等が受けられるよう予め指定された福祉施設等。

(2) 避難対象

避難支援計画の対象者とともに病弱者、傷病者等も対象となる。

【福祉避難所の留意点】

福祉避難所は災害時に必要に応じて開設される二次的な避難所。
原則として、最初から避難所として利用することはできない。
福祉避難所に指定している施設のうち、どの施設に福祉避難所を設置するかは、災害の規模、災害の場所、要支援者の避難状況に応じて市が決定する。

【運営体制】

市が設置した「災害時要援護者支援班」(福祉保健部職員)を中心に関係機関と連携し運営

3 府中市の福祉避難所の指定

○指定の目標

小学校区に1か所程度の割合で、指定することを目標とする。

(1) 避難所の設定基準等に基づき、必要な要件を備える市内の福祉施設等を福祉避難所として指定

【避難場所の設定基準】

- 1 場所 ⇒山、がけ崩れの危険が見込まれる場所を回避し選定
- 2 建物 ⇒原則、耐震性を有し、耐火性の高い公共的な建物を選定
地震等の影響を考慮し、隣接して空地があることが望ましい。
- 3 利便性 ⇒物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮して選定
- 4 配置 ⇒被害の程度、被害者数を勘案しつつ、居住地への近接性を考慮し確保
- 5 準備 ⇒災害時要援護者の支援のため、社会福祉施設を事前に選定

(2) 利用可能な施設の想定

- ア 一次避難所(小・中学校の教室)
- イ 二次避難所(文化センター、女性センター等)
- ウ 社会福祉施設(老人福祉施設、老人保健施設、障害者福祉施設、児童福祉施設等)

【「福祉避難室」の設置促進】

福祉施設など該当施設のない地域等について、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を確保することが効果的

(3) 指定施設の要件

- ア 施設の安全性の確保 ⇒(耐震・耐火構造・危険区域外)
- イ 要援護者の施設内での安全性の確保 ⇒(バリアフリー化)
- ウ 要援護者の避難スペースの確保 ⇒(特性を踏まえた空間の確保)

(4) 福祉避難所指定に関する協定の締結

市が有する施設以外の民間や都立などの施設を指定する場合には、十分調整し協定を締結する。

【指定の留意点】

老人福祉施設、老人保健施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、特別支援学校等を利用して設置し、居宅介護等事業などと連携が図りやすい施設を利用する。

- 1 緊急入所等の対応のため予め確保しておく。
- 2 緊急入所等の対応に施設的、人的に受け入れ体制に不足が予想される。
- 3 要介護の緊急入所者と福祉施設の避難者に混同が生じやすい。
- 4 入所対象非該当者の継続入所により、復旧時の運営への支障のおそれがある。

【自主防災組織体制】

物資・機材確保、情報収集・伝達など、自主防災組織の体制等を把握し、適宜適切な支援を要望

1 福祉避難所の周知

(1) 府中市は福祉避難所に関する情報(設置目的、設置場所、設置基準、ルール等)を広く市民に周知する。

※特に要援護者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対して周知徹底を図る。

市は予め福祉避難場所を指定した時には、地域防災計画等に定めその施設の情報(場所、収容可能人数、設備内容等)、避難方法を周知する。

2 福祉避難所の設置・運営訓練等の実施

(1) 訓練及び研修会等の実施

府中市：訓練・研修の実施

参加 ⇒ 自主防災組織、地域住民、要援護者及びその家族等
※要援護者の避難支援対策に向け、幅広い関係者が参加

(2) 普及啓発

府中市：普及啓発

対象 ⇒ 自主防災組織、地域住民、関係団体、要援護者及びその家族等
※要援護者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等に関する知識を普及啓発

3 福祉避難所の施設整備

府中市：施設整備

○施設管理者と連携し、必要な施設整備を実施
・バリアフリー化
(段差解消、スロープ設置、障害者用トイレの設置等)
・冷暖房設備の整備
・情報関連機器の整備
・その他必要と判断される施設整備

4 福祉避難所の物資・器材・移送手段の確保

府中市：災害時への備え

※必要な物資・器材を備蓄
※調達先リストの整備
※関係団体・事業者等と協定
・福祉機器等の確保供給
協定を締結するなど連携強化

○施設管理者と連携対応

・食材(アレルギー体質含む)、飲料水
・介護用品、衛生用品
・医薬品、薬剤
・車椅子、ストマ用装具、ポータブルトイレ
・非常用電源の確保又は発電機
・福祉機器(ベッド・車椅子等)

※移送手段の確保

一般避難所から福祉避難所への移送、福祉避難所間移送、福祉避難所から医療機関等への緊急移送手段を確保するため、関係機関と協議し予め決める。

5 人材の確保

府中市：人材確保
避難生活支援の有資格者

○必要な有資格者等の専門的人材の確保に関し、関係団体・事業者等と協定を締結するなど、災害発生時の支援人材の確保に関し、連携を図る。

・保健師、看護師、薬剤師、保育士、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー、ケアマネージャー等

【連携】身体障害者相談員、知的障害者相談員との連携

避難所で生活相談ができる体制が必要。

障害のある方の相談体制として、医療、生活、施設などの相談内容が幅広くあるいは専門的であるため、各相談員と連携体制を構築する。

【個別計画の整備】災害時要援護者避難支援計画(個別計画)の整備

一時避難所から福祉避難所への避難について

原則、要援護者とその家族が、自主防災組織、民生委員、支援団体等による支援を得て避難する。

避難支援者の特定など、より具体的な避難支援計画(個別計画)を作成する必要がある。

6 社会福祉施設、医療機関等との連携

府中市連携強化⇔社会福祉施設、医療機関等

【設置・運営の連携強化】

情報共有の場設定⇒専門的人材の確保、福祉機器の調達、緊急入所等の協力

協定締結⇒関係団体・事業者同士が平時から連携強化

協定締結⇒医療機関等の協力を得、福祉避難所での感染症の発生・拡大及び発症した場合の対応

【緊急入所等への対応】

協定締結⇒専門的な施設への緊急一時入所等の対応

医療機関との連携を図り、症状の急変時対応の治療措置等により医療機関への搬送対応

7 最新情報の把握

【対象者数の把握】

・福祉避難所の指定数・整備数の検討の基礎データを収集 ⇒ 避難対象者数の把握

・対象者 ⇒ 障害者、高齢者、難病疾患患者等と病弱者、傷病者等の把握

・情報活用 ⇒ 民生委員・児童委員、各相談員、障害者団体等からの情報

1 災害発生時の対応

【避難所の開設】

(1) 災害状況の把握・開設の判断

市は福祉避難所開設を判断 ⇒ 判断材料（災害の状況を把握） ↓

- ① 災害の規模、場所
- ② 要援護者の避難状況（避難場所、人数、世帯数など）
- ③ 福祉避難所指定施設の安全性（ライフラインの使用状況、応急危険度判断結果）

府中市が福祉避難所の開設を判断

※災害時に即応（チェック）可能なチェックリスト等を作成

○開設期間：原則、災害発生から概ね3日後から最大限7日間（災害救助法）

期間延長 ⇒ 国・都と協議し、必要最小限の期間延長可能

(2) 人員の配置 ⇒ 担当職員を派遣し、管理運営実施 ⇔ 施設管理者の協力

(3) 開設の周知 ⇒ 利用方法、対象者の周知 ⇒ 職員、地域住民、団体、要援護者等

※受け入れの限界等勘案し、広報を検討

2 福祉避難所の運営

(1) 災害時要援護者の受入 ⇒ 受け入れ体制が整い次第、実施

(2) 受入の優先 ⇒ 障害の状態、心身の健康状態を考慮し、必要度の高い人優先

(3) 家族の受入 ⇒ 介護等にあたる最低限の家族

【優先順位の判断】保健師（健康相談担当）と災害時要援護者支援班が連携して決定

・要援護者数、福祉避難所設置の状況に応じて、優先順位を決定

・決定の際、社会福祉施設への緊急入所、医療施設への緊急入院も考慮

(4) 避難者名簿作成 ⇒ 避難者名簿を整備し、随時更新

(5) 災害対策本部への報告 ⇒ 名簿の整理・集計を定期的に行い必要の都度報告

(6) 避難者の退所 ⇒ 提出先を確認・記録

(7) 避難者の公開 ⇒ 希望した場合、住所と氏名を避難所受付窓口に掲示

避難所
レイアウト
の作成

- ・円滑な共同生活のため、レイアウトを早期に設定
- ・プライバシー保全の衝立等の有効活用
- ・難病患者等の要配慮者に小部屋や空調が整備された部屋を割当

3 人材（支援者）の確保

府中市

○人材確保：運営従事者
・介助スタッフ、生活相談員

不足時要請

災害対策本部

ボランティアの援助の必要性を判断

【要請】
人員・活動内容

府中市
災害ボランティア本部

行くよう伝える

【避難生活支援の分担】市と施設管理者が協力して実施

- ① 要援護者介護、看護活動の補助
- ② 清掃及び防疫活動への応援
- ③ 災害対策物資、資機材の輸送及び配分活動への協力
- ④ 手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力
- ⑤ その他、機器を伴わない軽易な作業への協力

ボランティア直接来所時の対応

※市ボランティア本部へ

- ・受付
- ・ボランティア保険への加入
- ・適正配置

【ボランティアの管理】

○ボランティアにどのような協力を要請するか ⇒ 避難所本部運営会議で検討

○具体的な作業指示 ⇒ 避難者の自主組織の個々の作業担当者

○保険加入の確認を行うこと、名札や腕章でボランティアを区別

4 食料・物資の配給と管理

府中市：在庫の状況を常に把握し計画的に配給（食料・物資の不流通を回避）

- ① 特別な要望（介護用品・衛生用品等）への対応 ⇒ 個別対応に努める
- ② 不足の食料・物資がある場合の対応 ⇒ 災害対策本部へ要請（内容・数量を取りまとめ）
- ③ 要請物資が到着した場合の対応 ⇒ 受払簿への記帳、保管場所へ保管

【トイレに係る対応】施設内トイレの使用可能の是非を確認 ⇒ 使用不能トイレの使用禁止
・手摺等の設置、洋式ポータブルトイレを設置（トイレ数が少ない場合、災害対策本部に要請）
・衛生管理（清掃、手洗い消毒液交換等）毎日実施。仮設トイレの汲み取りを早めに要請

【清掃とゴミに係る対応】避難所全体で毎日1回の清掃の実施
・ゴミの集積場所（直射日光回避）を指定し、避難者へ周知。可燃・不燃の分類等

【防疫に関する対応】手洗い・うがいの徹底（マスク・うがい薬等の予防対策）
・食器の十分な洗浄、食器はできるだけディスポ使用、入浴・洗濯（飲料水の安定供給の場合）
・体調不良者の把握と感染症発症時の接触制限等、感染の拡大防止の対応

【問合せ・取材対応】避難者名簿により、安否確認等の問い合わせに対応
・避難者のプライバシーと安全を守る、受付・対応者を特定、1対1は直接取り次がない等配慮
・避難者の了解や同意の場合、立入や取材・撮影、災害対策本部を介して実施可能

5 福祉避難所における要支援者の支援

【要支援者の支援】

- ・避難している要支援者の健康状態・必要な支援を把握
- ・男女ニーズの違い等に十分配慮し、プライバシーの保護に努める

【福祉サービスの提供】

- ・災害発生の前に受けていた福祉サービスが被災後も継続して受けられるよう、福祉サービス事業者と連携を図り、必要な福祉サービスを提供する。
- ・福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等の在宅福祉サービスの提供は、福祉各法による実施を想定

【相談窓口の設置】

- ・相談窓口を設置 ⇒ 生活相談員による総合的な福祉、健康相談、生活相談等を実施

【緊急入所等の実施】

- ・福祉避難所での避難生活が困難な要援護者 ⇒ 緊急入所、緊急ショートステイ等で適切対応
- ・医療処置や治療の必要な要援護者 ⇒ 医療機関に移送対応

6 福祉避難所の統廃合と閉鎖

統廃合

○福祉避難所の利用の長期化により、各福祉避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合

※要援護者その家族へ十分に説明し、理解と協力を得る

閉鎖

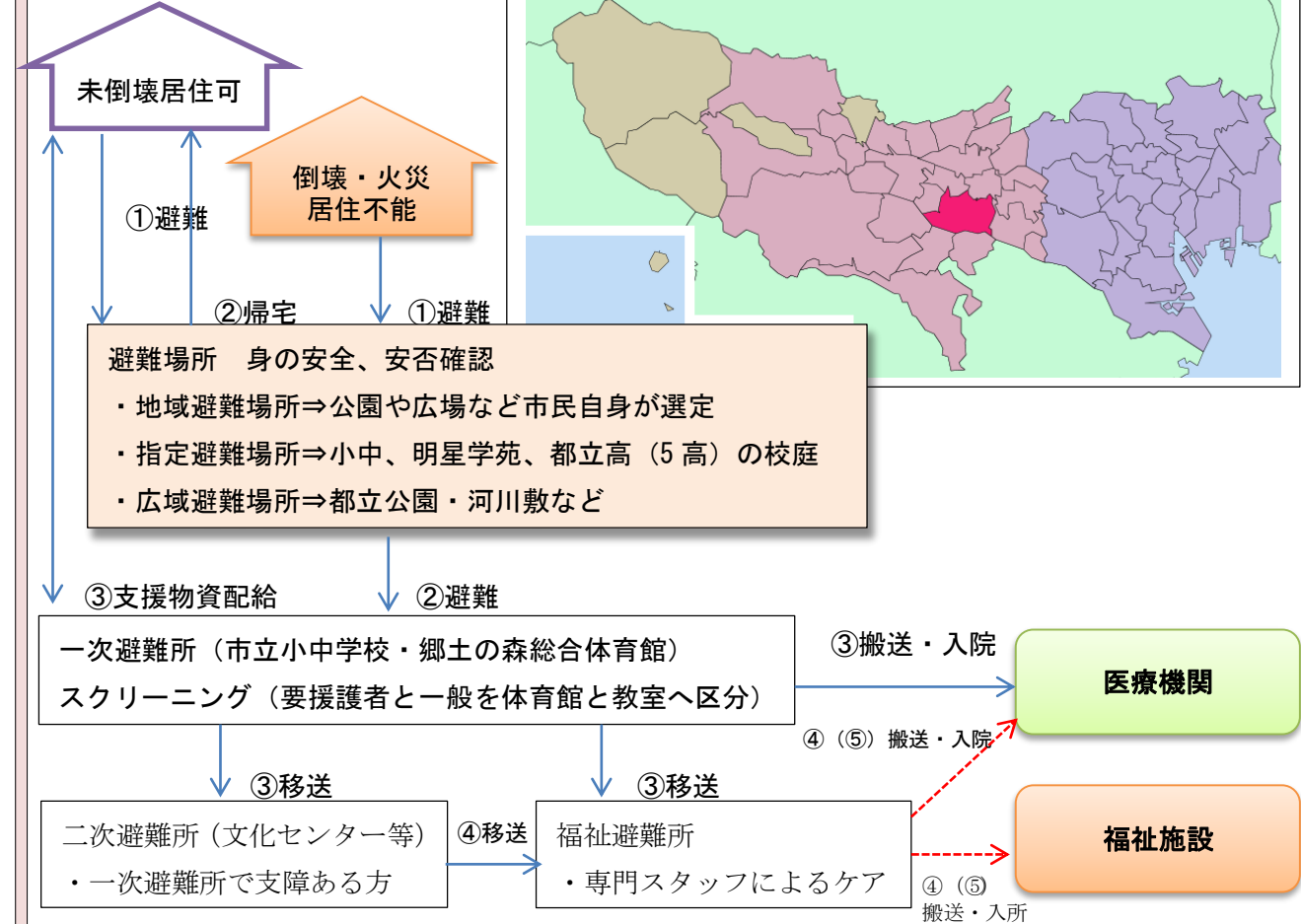
○避難している要援護者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、閉鎖し、必要な原状回復を行う

7 運営の流れ

時間の流れ ← 平常時 → 予知情報発生から2日 → 3日以降 → 復旧後 →

対応事項	対象者把握	指定・周知	訓練等実施	施設設備整備	物資等移送手段確認	医療機関等との連携	指定施設へ情報提供	指定施設へ開設依頼	災害情報把握・開設判断	人員の配置・職員派遣	開設の周知	運営開始	要援護者受入・移送	避難者名簿作成	レイアウト作成	支援人材の確保	食料・物資配給と管理	トイレ設置・防疫対策	清掃・ゴミ集積	問合せ対応・マスコミ	要支援者への支援	統廃合	閉鎖
府中	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設・関係機関			○	○								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

8 福祉避難所への避難者の流れ



- 1 避難 避難所への避難 ⇒ 自主防災組織を中心とした避難支援者の支援で避難
- 2 移送 二次避難所・福祉避難所への移送 ⇒ 施設、自主防災組織の協力により移送
- 3 搬送、入所、入院 ⇒ 救急車両等で搬送

9 福祉避難所設置に係る費用の取扱い

【費用】 災害救助法

- ①開設費用：設置、維持管理に必要な費用 ⇒ 限度額の範囲で支出
- ②事業費用：日常生活の支援を含めた生活に関する相談等 ⇒ 実費を加算
- ③加算費用：次の通りを想定
 - ア 仮設設備並びに機器又は器具等の借上げに必要な経費（工事費含む）であり、不足する経費
 - イ 日常生活上の支援を行うに必要な紙オムツ、ストマ用器具等の消耗器材等の購入費
 - ウ 要支援者概ね10人に対する1人の介護員等配置の経費（家族はカウントしない）

※福祉避難所の閉鎖

⇒ 後始末ないし残存資材の処分等、原状回復に要する費用は加算対象

1 身体障害者

【身体障害】生まれつきの障害のある人、病気や事故などによる中途障害の人。身体障害者手帳。
 ①視覚障害 ⇒ 視力や視野に何らかの障害のあること。全盲、弱視、色の区別、視野が狭隘。
 ②聴覚障害 ⇒ 聴覚になんらかの障害のあること。音声でのコミュニケーションに障害。
 ③音声・言語・そしゃく障害 ⇒ 言葉として話すことが困難、噛む、飲むことに障害。
 ④肢体不自由 ⇒ 手足や体幹に運動障害のあること。
 ⑤内部障害 ⇒ 身体内部（心臓、呼吸機能、腎臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害。

2 高次脳機能障害

【高次脳機能障害】
 ・様々な原因によって、脳に損傷をきたしたために生じる、言語能力、記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能・精神機能の障害。

3 知的障害

【知的障害】
 ・先天性又は出産時、あるいは出産後早い時期に、脳に何らかの障害を受けたため、知的な発達遅れ、社会生活への対応が著しく困難なこと。

4 発達障害

【発達障害】
 ・脳の機能障害があり、それによって生活や学習に困難さをもつ障害。

5 精神障害

【精神障害】
 ・「統合失調症」や「気分障害（うつ病、双極性障害）」、「アルコール依存症」などの精神疾患にかかり、「考えをまとめること」や「人とのコミュニケーション」がしづらくなり「意欲が弱まりひきこもりがちになる」などして生じる「生活がしにくい状態」が精神障害。

6 高齢者

【高齢者】65歳以上
 ・要介護認定を受けている人であり、重度認定者には特に配慮した支援が必要。
 ・高齢者だけで暮らしている世帯。状況に応じた支援が必要。

7 妊産婦、乳幼児・子ども

【妊産婦、乳幼児・子ども】
 ・妊娠中や出産直前の人には自分で行動できるが、行動能力が低下しているため支援が必要。
 ・自分で行動する能力がなく、判断できないため支援が必要。

8 避難所における配慮事項（高齢者・妊産婦、乳幼児・子ども）

要支援者等	配慮事項	備考
高齢者	<p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者には優先的に食事の手配をする。 ・食事介助には、嚥下に気を付け、気管に入ったりしないよう相手のペースに合わせる。 ・固いものや冷たいものはなるべく別途調理する。 ・脱水症状になりやすいので、水分を十分に補給する。 ・排尿の頻度が多いので、高齢者の避難場所はトイレに近い場所に配慮し、オムツ交換ができるようにする。 ・衝立を利用し、オムツ使用者のプライバシーに配慮する。 ・紙オムツ、ポータブルトイレを確保。 ・長引く避難生活では入浴支援が必要。 ・寝たきり高齢者などには入浴が無理でも、清拭支援をする。 ・お湯等調達して、対処することや床ずれ防止の体位交換や寝具への配慮が必要。 	
妊産婦 乳幼児 子ども	<p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出産や育児に対する不安に加え、避難生活に対する大きなストレスが加わることを理解し、周囲の皆で配慮することが必要。 ・身体が冷えないよう、居室環境に工夫が必要。 ・周囲に気兼ねなく、授乳やオムツ交換ができるよう場所を確保。 ・乳幼児や子どもがいる場合には、紙オムツ、粉ミルクや粉ミルク用のお湯など、子供用の衣料品などの調達が必要。 ・早めに母子の健康をチェックしてもらえよう専門家に相談。 ・おもちゃを用意したり、遊び場を設けたりして、乳幼児や子供たちのストレスを和らげる工夫が必要。 ・避難場所での生活が不規則になりがちであるが、一日でも早く規則正しい生活リズムを取り戻し、子供たちの不安な気持ちを解消させるようにする。 ・子どものできるお手伝いをさせる機会も大きな心のケア。 ・妊婦には腹圧のかかる仕事などは控えるよう配慮する。 	

要支援者等	配慮事項	備考	要支援者等	配慮事項	備考
視覚障害	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「前、後、左、右」のように具体的な表現を使う。 ・触れることが可能なものなら、触れて確認できるようにする。 ・誘導するときは誘導する人の肩や肘に手を添え、お互い声掛けを行う。 ・盲導犬などの補助犬に声かけたり、触らない。 <p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送等の呼びかけにより、自主的に視覚障害を伝えてもらう。 ・情報バリア、移動バリア、コミュニケーションバリアを理解する。 ・障害の程度や情報取得方法を確認し、可能な方法で支援する。 ・最初に避難所内を案内し、トイレや給水所等の位置を知らせる。 ・周囲に視覚障害者がいることを認識してもらい支援の協力要請。 ・最新情報を放送や個別に伝えるなど情報の共有化を図る。 ・避難スペースは移動距離が極力短く通行しやすいところにする。 ・衛生面やプライバシーに配慮。 ・通行の邪魔にならないよう通路に物を置かないようにする。 ・極力、段差の解消をする。 ・盲導犬利用者には一緒に生活できるようにする。 ・SOSを発信するときのルールを予め決めておく。 	耳マーク、補聴器	知的障害	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人にわかりやすい言葉で、本人に合わせて話す。 ・重要なことから1つずつ、優しく繰り返し説明する。 ・根気よく、繰り返しやさしくあたたかく練習する。 ・本人が困っている場合、声掛けする。 <p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難しい言葉を使わず、ゆっくりといねいに伝える。 ・紙に短く、メモや絵をかいて、要点をまとめて伝える。 ・不安定な場合、周囲の危険を回避し、押さえつけたり、叱らず落ち着くまで待つ。 ・音に過敏な方もいる、大声や強く叱ったりしない。不安定になる。 ・興味を切り替えるようなものを進める。（飲み物、食べ物、ゲーム） 	
聴覚障害	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆっくり、はっきりした声で口の動きがわかるよう話す。 ・手話や身振り手振り、筆談など交え会話する。 <p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲示板などで呼びかけ、障害者であることを申し出ってもらう。 ・手話通訳者等の協力体制を整えておく。 ・聴導犬利用者には一緒に生活できるようにする。 ・聴覚障害者用情報受信装置など準備する。 		発達障害	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自閉症スペクトラム障害（ASD） ・対人関係の障害、コミュニケーションの障害、興味や行動のこだわり ・集団行動が苦手、会話がつながらない、特定のことは集中する。 ・注意欠陥多動性障害（ADHD） ・発達年齢に見合わない多動・衝動性、あるいは不注意などの症状 ・じっとしてられない、しゃべりすぎる、順番を待てない ・整理整頓が苦手、うっかりミスが多い。 ・学習障害（LD） ・知的発達に問題はないのに、読む、書く、計算するなど特定の事柄のみがとりわけ難しい状態。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほめたうえで、どうすればもっとよくなるか肯定的、具体的に伝える。 ・その人の理解している言葉を使い、写真や絵を活用し理解しやすくする。 ・言葉で説明する時、短い文で、一つずつ順を追って具体的に伝える。 ・人ごみ、大きな音、光などを苦手とする人がいる、安心できる環境を。 <p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族等にかかわり方を確認する。 ・健康状態の丁寧な観察を行う。 ・抽象的な言葉でなく、具体的に伝えるようにする。 ・座布団や椅子などで居場所を設置、衝立を活用するなど配慮 ・こだわりへの配慮、食べ物等（洋式トイレへのこだわりなど） ・不安定な場合は周囲の危険を回避し、押さえつけたり、叱ることなく落ち着くまで待つ。 ・音に過敏な方もいる、大声や強く叱ったりしない。 	自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害
音声・言語・そしゃく障害	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し、よく聞くこと。 ・食事の形態に配慮が必要。 				
肢体不自由	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に声掛け、支援が必要か確認し、具体的な支援を行う。 <p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような支援が必要か確認してから行動する。 ・車椅子の移動に必要なスペースを確保。段差解消。 ・利用可能なトイレがあるか確認。 ・カーテン付ベッドを設置し、オムツ交換ができるスペースを確保する。 ・体温調整ができない方のため、毛布等の配布に配慮。 ・褥瘡防止マットレスを設置する。 				
内部障害	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電車内で優先席の優先利用に配慮。 ・オストメイトマークのトイレでは優先使用に配慮。 <p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為の受ける必要のある方には申し出てもらい、医療機関につなぐ。 ・衝立等利用し、器具の消毒などできるスペースを確保。 ・ストマの方へのトイレ使用への配慮。 	ハートプラスマーク オストメイトマーク	精神障害	<p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の理解と協力が精神障害者の苦しみを軽減 ・健康的なところを大切に気長に見守る <p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を知られたくない場合もあるので、服薬を他人の目を気にしないよう配慮する。 ・服薬が継続できるよう、所持分を確認する。 ・質問攻めにせず、落ち着くまで話を聞き見守る。 ・睡眠が十分とれるよう配慮。 ・話す場合、一度に多くの内容を盛り込まず、一つのことを簡潔に伝える。 ・強い不安、症状悪化がみられた場合、かかりつけ医や心のケアチームに連絡し、指示を受ける。 	
高次脳機能障害	<p>【特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・注意障害 ⇒ ぼーっとしている。一度に二つのことができない。 ・記憶障害 ⇒ 新しいことの記憶が難しい。約束を守れない。 ・遂行機能障害 ⇒ 優先順位が付けられない。 ・社会的行動障害 ⇒ 引きこもりがち、おこりやすい。 ・半側空間無視 ⇒ 移動中物にぶつかる。食卓の左側半分がわからず ・失語症 ⇒ 思った言葉が出てこない、字を読んだり書いたりできない。 <p>【避難所での配慮】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一度に多くのこと話さず、ゆっくり一つ一つ理解しているか確認していく ・約束などするとき、メモを渡すなど覚えやすい方法にする。 ・興奮しているときは、話題を変えたりする。 				

このページは空白です。

府中市附属機関の設置等に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、法律又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、府中市長又は府中市教育委員会（以下「市長等」という。）の附属機関を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 市長等の附属機関として、別表名称の欄に掲げる機関を置く。

2 前項に規定するもののほか、市長等は、府中市規則又は府中市教育委員会規則（第9条において「市規則等」という。）に定めるところにより、設置期間が1年未満の附属機関を置くことができる。

（所掌事務）

第3条 前条第1項に規定する附属機関は、市長等の諮問に応じて、それぞれ別表所掌事項の欄に定める事項について、調査審議するものとする。

（委員の定数）

第4条 第2条第1項に規定する附属機関の委員（臨時委員及び専門調査員を除く。次条において同じ。）の定数は、それぞれ別表委員の定数の欄に定めるとおりとする。

（委員の任期）

第5条 第2条第1項に規定する附属機関の委員の任期は、それぞれ別表委員の任期の欄に定めるとおりとし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員及び専門調査員）

第6条 市長等の附属機関に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 市長等の附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

3 臨時委員は第1項の規定による特別の事項の調査審議が終了したとき、専門調査員は前項の規定による専門の事項の調査が終了したときに、解任されるものとする。

（部会）

第7条 市長等の附属機関は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

（秘密保持義務）

第8条 市長等の附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならな

い。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、市長等の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則等で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年12月府中市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1 指定管理者候補者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

障害者等地域自立支援協議会委員	日額	8,000円
-----------------	----	--------

別表(第2条~第5条)

- 1 府中市長の附属機関

府中市障害者等地域自立支援協議会	障害者及び障害児への支援の体制の整備に関する事項その他市長が必要と認める事項	18人以上	2年
------------------	--	-------	----

※ 別表については、府中市障害者等地域自立支援協議会に関する部分を抜粋しています。

府中市障害者等地域自立支援協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第9条の規定に基づき、府中市障害者等地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。次号において「法」という。）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者 3人以内
- (2) 法第51条の2第1項に規定する指定相談支援事業者 3人以内
- (3) 障害者又はその家族等 3人以内
- (4) 社会福祉関係団体の構成員 4人以内
- (5) 関係行政機関の職員 5人

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(部会)

第5条 協議会の部会（以下この条において「部会」という。）に属すべき委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する部会に属する委員がその職務を代理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

府中市障害者等地域自立支援協議会委員名簿

	氏名	団体名等
○	桑田 利重	社会福祉法人府中市社会福祉協議会 府中市立心身障害者福祉センター 地域生活支援センターみ～な（地域生活・就労支援事業）地域生活支援係長 （任期：平成28年5月～）
○	上村 好美	社会福祉法人府中市社会福祉協議会 府中市立心身障害者福祉センター 地域生活支援センターみ～な（地域生活・就労支援事業）センター長 （任期：～平成28年4月）
	高橋 美佳	社会福祉法人あけぼの福祉会 地域生活支援センターあけぼの所長（任期：平成28年10月～）
	石見 龍也	社会福祉法人あけぼの福祉会 地域生活支援センターあけぼの所長（任期：～平成28年9月）
	鈴木 卓郎	社会福祉法人府中えりじあ福祉会 地域生活支援センタープラザ所長
	吉松 久美子	府中市福祉作業所等連絡協議会 社会福祉法人若松福祉会 ギャロップ施設長（就労継続支援B型）
	犬飼 知子	NPO法人発達カウンセリング ポップシップ代表理事 （放課後等デイサービス・児童発達支援）
	平良 圭嗣	有限会社やすらぎ やすらぎ 管理者（居宅介護）
	山内 正	府中市パーキンソン病友の会会員
	椛島 剛之	障害者当事者
◎	河井 文	府中市肢体不自由児者父母の会会長
	栗山 恵久子	府中市手をつなぐ親の会会員
	野村 忠良	府中市精神障害者を守る家族会会長
	吉井 康之	府中市社会福祉協議会地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係長
	本田 浩子	多摩府中保健所保健対策課統括課長代理（地域保健推進第一担当） （任期：平成28年5月～）
	飯嶋 智広	多摩府中保健所保健対策課長（任期：～平成28年4月）
	上野 哲	東京都立府中けやきの森学園進路指導主任（平成28年4月～生活指導主任）
	酒井 益枝	府中公共職業安定所専門援助部門統括職業指導官（任期：平成28年5月～）
	大塚 雄二	府中公共職業安定所専門援助部門統括職業指導官（任期：～平成28年4月）
	古寺 久仁子	東京都立多摩療育園医療科相談主任技術員
	竹下 勝	東京都立府中療育センター事務次長（任期：平成28年5月～）
	永山 豊和	東京都立府中療育センター事務次長（任期：～平成28年4月）

会議開催状況と内容

【平成 2 7 年度】

◎全体会

	日程	内容
第 1 回	6 月 3 0 日 (木)	○府中市障害者等地域自立支援協議会の役割について ○専門部会について ○会議のスケジュールについて ○ちゅうファイル、障害啓発リーフレットについて
第 2 回	1 0 月 2 0 日 (木)	○各専門部会からの報告 ○会議の公開及び部会会議報酬について
第 3 回	1 月 2 7 日 (木)	○各専門部会からの報告 ○ちゅうファイルについて ○平成 2 8 年度の専門部会について

◎障害者差別解消法対応部会

	日程	内容
第 1 回	7 月 2 8 日 (火)	○障害者差別解消法の理解 ○部会の今後の進め方について
第 2 回	8 月 2 6 日 (水)	○「合理的配慮」の事例について ○「過重な負担」について
第 3 回	9 月 2 9 日 (火)	○「合理的配慮」の事例について ○府中市対応要領策定にあたって留意すべき点について ○「対応要領」の配布先、適応先について
第 4 回	1 月 1 2 日 (火)	○事務局が作成した「対応要領(案)」、「留意事項(案)」の確認と修正 ○部会で作成した「府中市合理的配慮の事例集」の確認と修正

◎相談支援部会

	日程	内容
第 1 回	7 月 3 1 日 (金)	○今期の部会の検討・実施内容の決定
第 2 回	9 月 3 日 (木)	○オブザーバーからの報告 ○検討中の施策について意見交換

第3回	10月8日(木)	○事業所に実施したヒアリング結果を整理 ○計画相談の強化のための方策について
第4回	11月13日(金)	○オブザーバーからの報告 ○計画相談に関する課題を協議(成人)
第5回	12月1日(火)	○オブザーバーからの報告 ○計画相談に関する課題を協議(児童)
第6回	1月15日(火)	○課題整理

【平成28年度】

◎全体会

	日程	内容
第1回	5月26日(木)	○会議のスケジュールについて ○各専門部会からの報告 ○ちゅうファイルについて
第2回	10月20日(木)	○各専門部会からの報告 ○ちゅうファイルについて ○児童発達支援センターの設置に向けた今後の動きについて
第3回	2月2日(木)	○各専門部会からの最終報告について ○次期の専門部会について

◎福祉避難所設置・運営マニュアル検討部会

	日程	内容
第1回	5月19日(木)	○正副部会長の選出 ○部会の方向性について
第2回	6月16日(木)	○福祉避難所設置の課題整理
第3回	7月15日(金)	○福祉避難所の選定・協定について課題及び条件整理
第4回	8月19日(金)	○時系列で配慮すべき項目、起こりうる懸案事項について検討
第5回	10月31日(月)	○都立けやきの森学園宿泊防災訓練について報告 ○福祉避難所設置・運営に関する検討事項について確認
第6回	12月16日(金)	○最終報告(案)・答申書(案)の確認

◎相談支援部会

	日程	内容
第1回	5月11日(水)	○計画相談に関する事業所アンケートの目的の確認 ○アンケートの内容について
第2回	6月15日(水)	○アンケートの内容について
第3回	7月6日(水)	○アンケートの内容について
第4回	9月21日(水)	○アンケート一次集計 ○中間報告に向けてまとめ
第5回	11月22日(火)	○自由記述欄含めた集計・分析
第6回	12月14日(水)	○最終報告・答申に向けた分析